

燕市男女共同参画基本計画

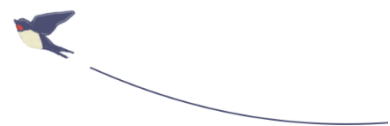
第4次 燕市男女共同参画推進プラン

～一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして～

令和6年度～令和13年度
(2024) (2031)



令和6年3月
新潟県燕市 



目次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 燕市の状況	7
5 第3次燕市男女共同参画推進プランの進捗状況	10
6 男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果概要	12
7 計画の基本方針と体系	15
第2章 計画の内容	18
基本方針1 男女共同参画の意識づくり	18
基本方針2 男女共同参画の社会づくり	22
基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり	26
基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり	30
基本方針に係る指標項目一覧	36
第3章 計画の推進	37
計画の総合的な推進	37
男女共同参画の推進体制	38
参考資料	39

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19(2007)年3月に「燕市男女共同参画推進プラン(以下「プラン」という。)」を策定して以降、平成24(2012)年に第2次プラン、平成29(2017)年に第3次プランを策定し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、そして支え合う男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな事業を実施してきました。

また、平成26(2014)年12月には「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本的な理念と責務を明らかにして、市民・事業者との協働により総合的に施策に取り組んできました。

これまでの取組により、市民・事業者へのワーク・ライフ・バランス^{※1}に関する意識の浸透など、一定の成果があった一方、固定的な性別役割分担意識^{※2}が依然として根強く存在することや、多様な分野における意思決定過程への女性の参画は男性と比べていまだ低い状況にあることなど、取り組むべき課題が多く残されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、雇用形態の不安定さや家庭内での負担の偏りなど女性を巡る諸問題が顕在化し、男女共同参画推進の視点に立った支援や施策の重要性はますます高まっています。

本計画は、こうした社会情勢の変化や国の「第5次男女共同参画基本計画」の施策の動向などを踏まえ、これまでの取組を継承しつつ発展させる計画として、「燕市男女共同参画推進条例」に基づき、「第4次燕市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。



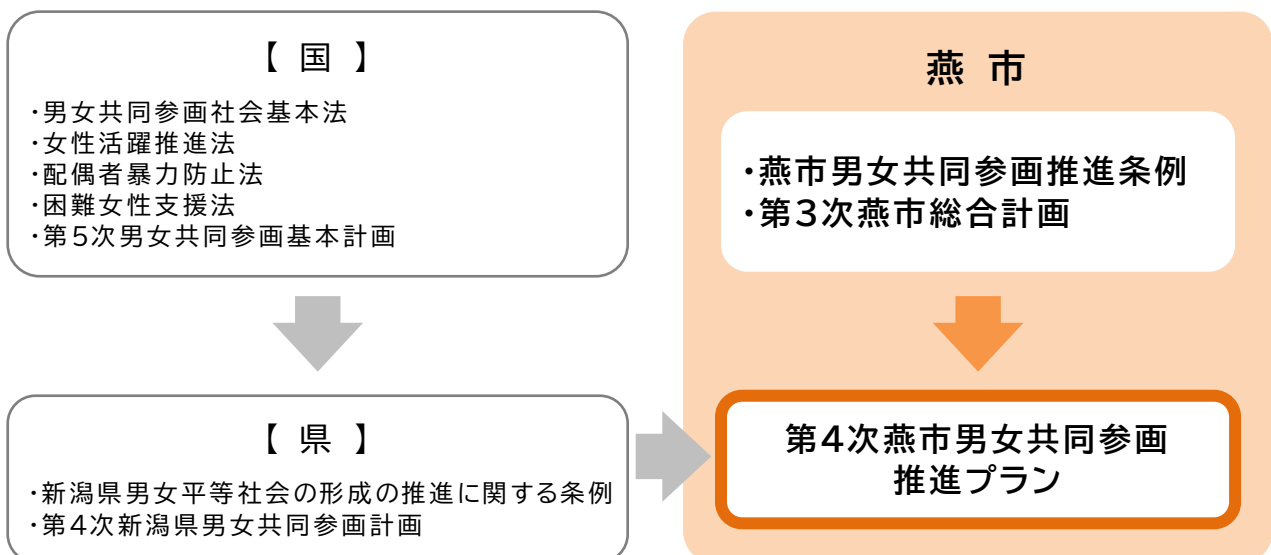
※1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):誰もが、仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発といった仕事以外の生活を自分が望むバランスで実現できるようにすること。一人ひとりが、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現につながる。

※2 固定的な性別役割分担意識:男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、また、「燕市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく「男女共同参画基本計画」として位置づけられるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「第3次燕市総合計画」の分野別計画であり、関連する他の分野別計画との整合性を図りながら推進します。
- (3) 計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「燕市女性活躍推進計画」と位置づけ一体とします。
- (4) 計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」と位置づけ一体とします。
- (5) 計画の一部を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」に基づく「燕市困難女性支援基本計画」と位置づけ一体とします。
- (6) 第3次プランの7年間（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）の推進状況を検証するとともに、令和3（2021）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果や、社会情勢、その他関連計画を踏まえて策定しています。
- (7) 計画の基本方針の推進状況や達成状況を確認するために、具体的な数値目標を設定しています。

※位置づけ図



※SDGsの実現に向けた取組の推進について

SDGsは国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人、取り残さない」をスローガンに17のゴールで構成されています。

本計画においても、SDGsが目指す持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、ゴール5「ジェンダー※3平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながらさまざまな施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター「SDGsロゴ・17の目標のアイコン」



ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」では、ジェンダー平等の達成とすべての女性・女児のエンパワーメント※4が掲げられており、17のゴールすべての進展において、極めて重要な貢献をするものとされています。

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間とします。

なお、社会情勢や市政を取り巻く状況が変化した場合は、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

※3 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をいう。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※4 エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

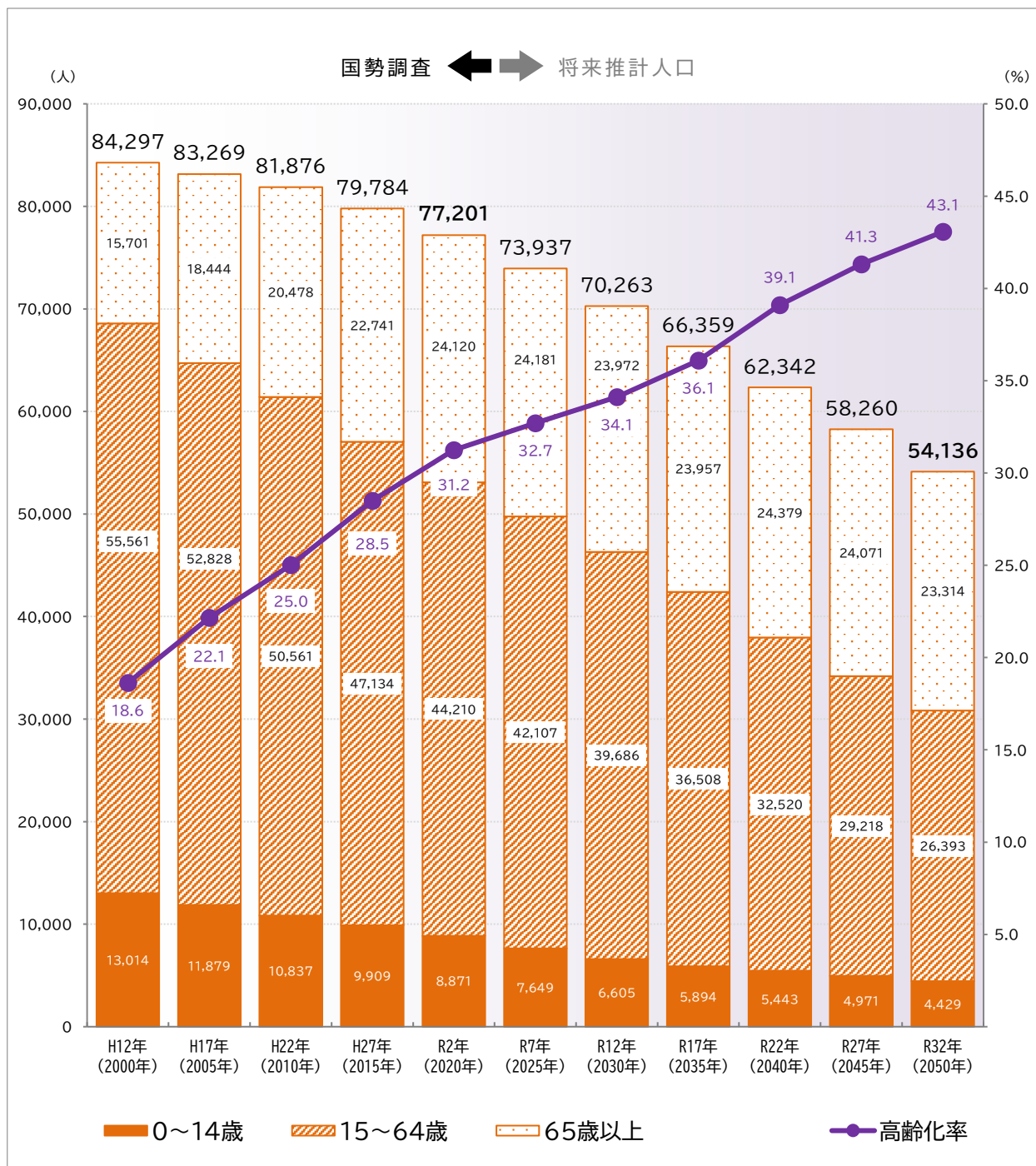
4 燕市の状況

(1) 急速な人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、平成12(2000)年の84,297人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、燕市全体の人口は、令和32(2050)年には54,136人になると予測されています。

また、少子高齢化が急速に進み、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は、令和32(2050)年には43.1%に達すると見込まれています。

【図表1】 年齢3区分別人口の推移・推計(燕市)

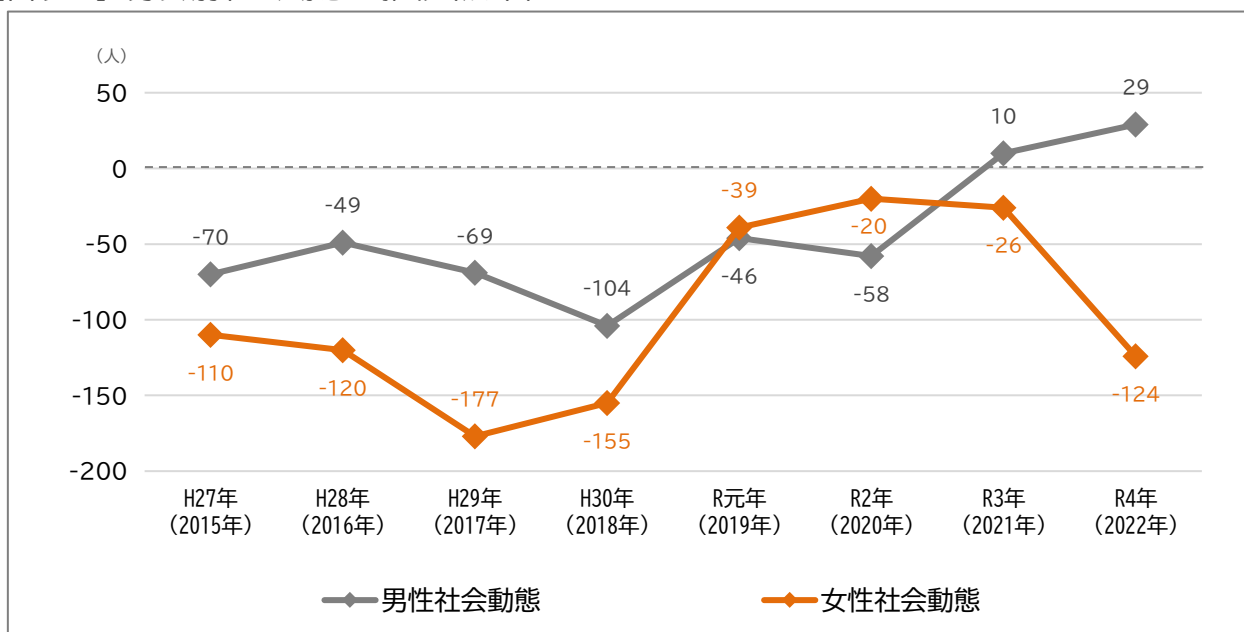


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(2) 男女別の社会動態

本市の社会動態を性別にみると、男性は令和2(2020)年までマイナス(転出超過)で推移していましたが、令和3(2021)年以降はプラス(転入超過)に転じています。一方で、女性は一貫してマイナスで推移しています。

【図表2】男女別社会動態の推移(燕市)

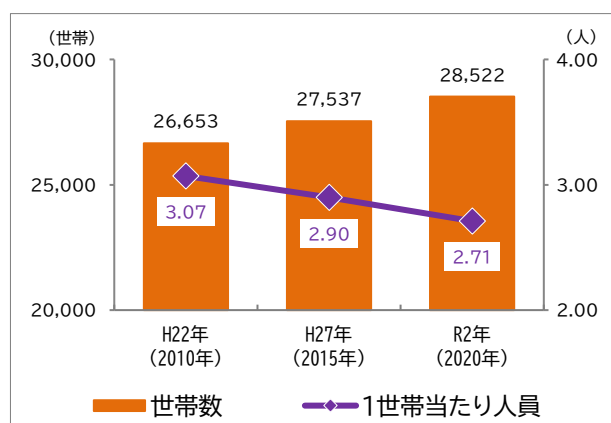


資料:新潟県「新潟県人口移動調査」

(3) 世帯構成の変化

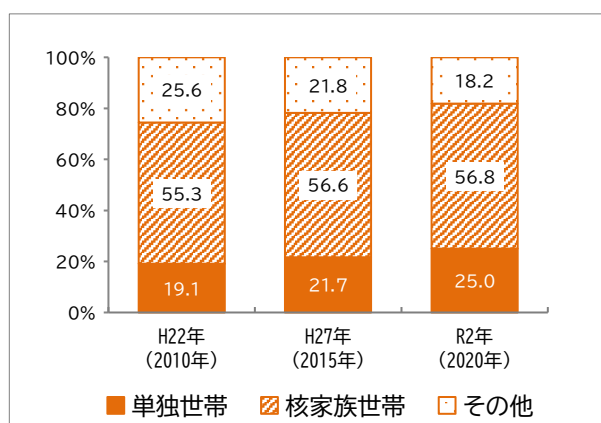
本市の世帯数は、一貫して増加しています。一方で、1世帯当たりの人員数は減少しています。世帯構成別にみると、単独世帯と核家族世帯の割合が増加傾向にあり、合わせると全体の8割以上を占めています。

【図表3】世帯数と1世帯当たり人員の推移(燕市)



資料:総務省「国勢調査」

【図表4】単独世帯、核家族世帯の割合の推移(燕市)

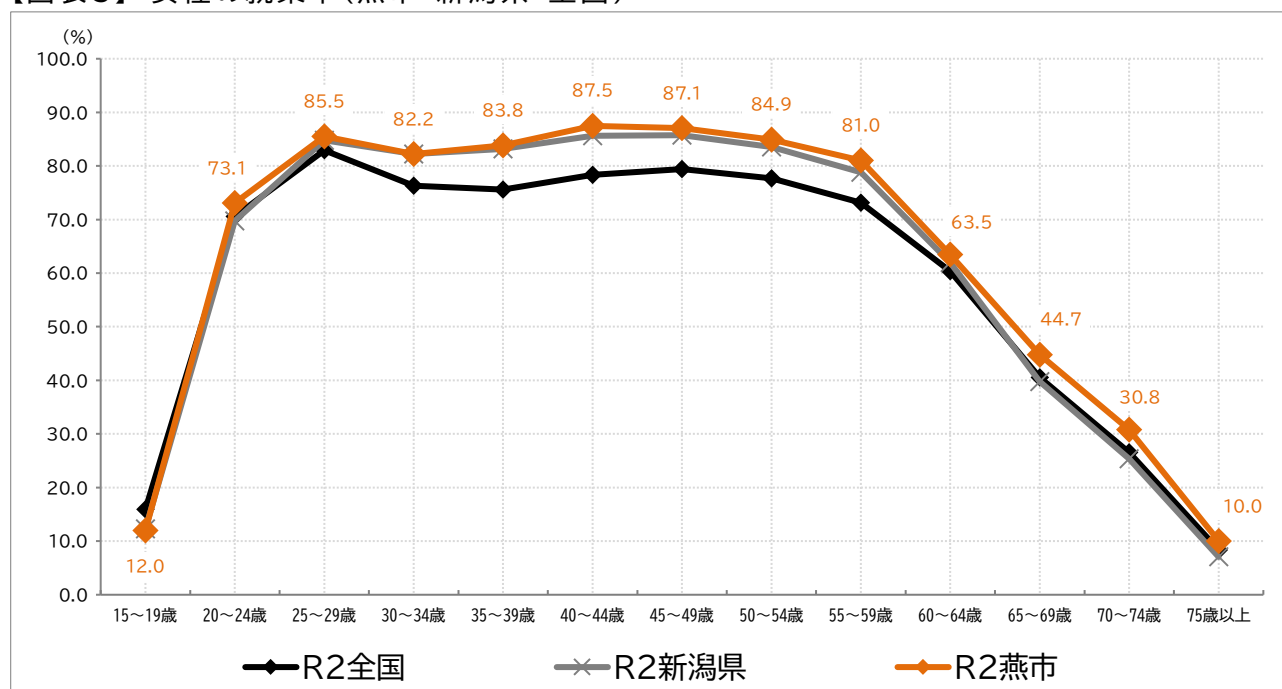


資料:総務省「国勢調査」

(4) 女性の就業率

本市における女性の就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一時的に下がるいわゆる「M字カーブ」を描いていますが、全国と比べてその底は浅く、30歳代でも8割以上の女性が働いています。

【図表5】 女性の就業率(燕市・新潟県・全国)



資料：総務省「国勢調査」(令和2年度)



5 第3次燕市男女共同参画推進プランの進捗状況

第3次プランでは、男女共同参画の進捗状況を測るため、4つの基本方針に対して14の指標項目を設定して取組を進めてきました。

以下は、指標項目からみた第3次プランの進捗状況です。

「第3次燕市男女共同参画推進プラン」の基本方針に係る指標項目の進捗状況

基本方針		指標項目	計画策定時 基準値	R4年度 現在値	R5年度 目標値	目標値 達成度
1	男女共同 参画の意 識づくり	1 「社会慣習(しきたり)について」 平等になっていると思う人の割合	13.8% (H27年度)	13.1% (R3年度)	20.0%	C
		2 「家庭生活の中で」平等になって いると思う人の割合	35.6% (H27年度)	39.0% (R3年度)	45.0%	B
		3 「学校教育の中で」平等になって いると思う人の割合	55.8% (H27年度)	51.7% (R3年度)	60.0%	C
2	男女共同 参画の社 会づくり	4 各種審議会などにおける女性委 員の割合	30.8% (H28年度)	32.5% (R4年度)	36.0%	B
		5 「地域社会の中で」平等になって いると思う人の割合	25.2% (H27年度)	24.1% (R3年度)	30.0%	C
3	男女がと もに働き やすい環 境づくり	6 「職場の中で」平等になっている と思う人の割合	24.2% (H27年度)	27.6% (R3年度)	30.0%	B
		7 家族経営協定の締結農家数	28戸 (H28年度)	28戸 (R4年度)	34戸	C
		8 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生 活の調和)の認知度(内容まで 知っている)	10.3% (H27年度)	19.1% (R3年度)	15.0%	A
		9 ハッピー・パートナー企業(新潟 県男女共同参画推進企業)の登 録数	36社 (H28年度)	103社 (R4年度)	66社	A
		10 共働き夫婦の家事・育児・介護 などの平均時間の格差	190分 [男性80分] [女性270分] (H27年度)	176分 [男性80分] [女性256分] (R3年度)	150分 以内	B
4	男女がと もに健康 に暮らす まちづくり	11 配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律(配 偶者暴力防止法)の認知度(内 容まで知っている)	12.4% (H27年度)	10.9% (R3年度)	15.0%	C
		12 DV被害経験がある人のうち、D V被害を相談した人の割合	36.3% (H27年度)	31.0% (R3年度)	40.0%	C
		13 乳がん検診の受診率	26.6% (H28年度)	24.1% (R3年度)	50%以上	C
		14 子宮がん検診の受診率	27.5% (H28年度)	24.7% (R3年度)	50%以上	C

※目標値達成度

A:目標値を達成

B:目標値は未達成だが、計画策定時より改善

C:計画策定時を下回った、または変化なし

- 14の指標項目の数値を計画策定時と直近の数値で比較すると、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度」と「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）※5の登録数」の2項目が目標を上回りました。
- 「家庭生活の中で平等となっていると思う人の割合」や「職場の中で平等となっていると思う人の割合」、「各種審議会などにおける女性委員の割合」、「共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差」の4項目は、達成には至らなかったものの、達成へ向かって緩やかに推移しています。
- 本市では、平成27（2015）年に成立した女性活躍推進法に連動するかたちで「女性が輝くつばめプロジェクト」を展開し、女性をはじめとした誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組んできました。こうした取組の結果、また社会全体で女性活躍の動きが拡大してきたことやワーク・ライフ・バランスを重視する意識が高まってきたことなどにより、一定の成果が得られたと考えられます。特に若い世代においては、家庭生活や働き方に関する男女共同参画の意識が徐々に浸透しつつあり、男性の家事・育児への参画も進んできています。
- 一方で、「社会慣習（しきたり）について平等になっていると思う人の割合」や「学校教育の場で平等になっていると思う人の割合」、「地域社会の中で平等になっていると思う人の割合」、「家族経営協定※6の締結農家数」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の認知度」、「DV※7被害経験がある者のうち、DV被害を相談した人の割合」、「乳がん検診の受診率」、「子宮がん検診の受診率」の8項目は、計画策定時の基準値を下回るか、変化がありませんでした。
- その背景としては、社会のさまざまな場面において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。また、DV被害を相談した人の割合や、乳がん・子宮がん検診の受診率についての項目は、感染症の拡大も影響し、数値が伸び悩んだものと推察されます。基準値を下回った、または変化がなかった項目については、第4次プランに向けて精査したうえで、引き続き推進していく必要があります。

PICK UP 「女性が輝くつばめプロジェクト」 「つばめ子育て応援企業※8サポート事業」

燕市では、平成27（2015）年に「女性が輝くつばめプロジェクト」を立ち上げ、女性のキャリアアップや働く意欲の向上を図るさまざまな取組を行っています。

また、令和2（2020）年には「つばめ子育て応援企業認定制度」を開始し、育児休業を取得した男性従業員と事業主に対して奨励金を交付するなど、事業所と連携し、働きながら子育てしやすい環境づくりを応援しています。



つばめ子育て応援企業の
認定マーク

※5 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活などが両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み、新潟県に登録している企業・団体をいう。

※6 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境などについて取り決める協定のこと。

※7 DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。

※8 つばめ子育て応援企業：従業員に対する子育て支援に積極的に取り組み、燕市の認定を受けている企業・団体をいう。

6 男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の結果概要

令和3(2021)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査および事業所調査の主な結果概要は、以下のとおりです。

※前回調査：平成27(2015)年度実施

■ 男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象：燕市内在住の満18歳以上の男女2,000人(無作為抽出)

調査方法：郵送配布、郵送回収またはウェブ回答

調査期間：令和3(2021)年10月28日～11月15日

有効回収数(率)：863(43.2%)

※回答者の性別：男性384、女性460、無回答・回答しない19

(1) 男女の地位の平等について

- 社会のさまざまな場面・分野における男女の地位の平等感について、「平等である」と思う人の割合は、「学校教育の場で」が51.7%と最も高くなっています。学校教育以外の場面では『男性が優遇されている^{※i}』が「平等である」を上回っており、「社会全体として」では69.7%が『男性が優遇されている』と回答しています。

^{※i}「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」の計

- 前回調査と比べて、「平等である」と回答した割合は、「家庭生活の中で」と「職場の中で」ではやや増加しましたが、その他の場面ではやや減少しました。
- 性別にみると、どの場面においても『男性が優遇されている』と回答した割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。

(2) 男女の役割に関する考え方について

- 「男性は仕事、女性は家庭を中心にする方がよい」という固定的な性別役割分担意識について、否定的に考える人^{※ii}の割合は52.3%となっています。

^{※ii}「反対」+「どちらかといえば反対」の計

(3) ワーク・ライフ・バランスについて

- 仕事と家庭生活・地域活動の位置づけについて、「同じように両立させる」ことが望ましいと考える人の割合は45.3%となっています。『仕事優先^{※iii}』と考える人の割合は23.2%で、前回調査(31.4%)と比べて減少しました。

^{※iii}「仕事に専念する」+「どちらかといえば仕事を優先させる」の計

- 男性が育児休業を取得することについて、肯定的に考える人^{※iv}の割合は83.9%となっています。^{※iv}「賛成」+「どちらかといえば賛成」の計
- 家庭において「家事・育児・介護」に費やす時間は、依然として男性よりも女性の方が圧倒的に長く、共働き世帯であっても女性が男性の約3倍の時間を家事などに従事しています。(男性80分、女性256分)

(4) 女性の社会参画について

- 政策・方針決定の場への女性の参画が『今よりも増える方がよい^{※v}』と考える人の割合は86.2%で、前回調査(82.9%)と比べてやや増加しました。

^{※v}「男性を上回るほど増える方がよい」+「男女半々になるくらいまで増える方がよい」+「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」の計

(5) 男女の人権について

- DVの被害経験がある人の割合は11.6%で、前回調査(9.3%)と比べてやや増加しました。特に女性は6人に1人の割合(16.3%)で、DVを「振るわれたことがある」と回答しています。
- 被害経験がある人のうち、「誰にも相談しなかった」という人の割合は64.0%で、前回調査(53.8%)と比べて増加しました。

(6) 男女共同参画の推進に関する市の取組について

- 今後、男女共同参画の推進のために市が力を入れるべきこと(上位3つ)
 - ・多様で柔軟な働き方や仕事と育児・介護との両立支援の推進に向けた企業への働きかけ
 - ・保育園や小学生の居場所など、子育てしながら働くための環境整備
 - ・出産や子育てで離職した女性の再就職を支援する取組

■ 男女共同参画に関する事業所調査

調査対象：燕市内事業所で、従業員規模10人以上の500事業所(無作為抽出)
調査方法：郵送配布、郵送回収またはウェブ回答
調査期間：令和3(2021)年11月15日～11月29日
有効回収数(率)：192(38.4%)

(1) 女性の登用状況について

- 管理・監督職に占める女性の割合は23.9%で、前回調査(17.9%)と比べて増加しました。

(2) 仕事と育児や介護との両立支援について

- 育児休業制度を整備している事業所の割合は74.0%、介護休業制度を整備している事業所の割合は62.0%となっています。
- 男性の育児休業取得率は18.8%で、前回調査(2.6%)と比べて大きく増加しました。ただし、男性の育児休業取得期間は、女性に比べて短期間となっています。

(3) ワーク・ライフ・バランスの取組について

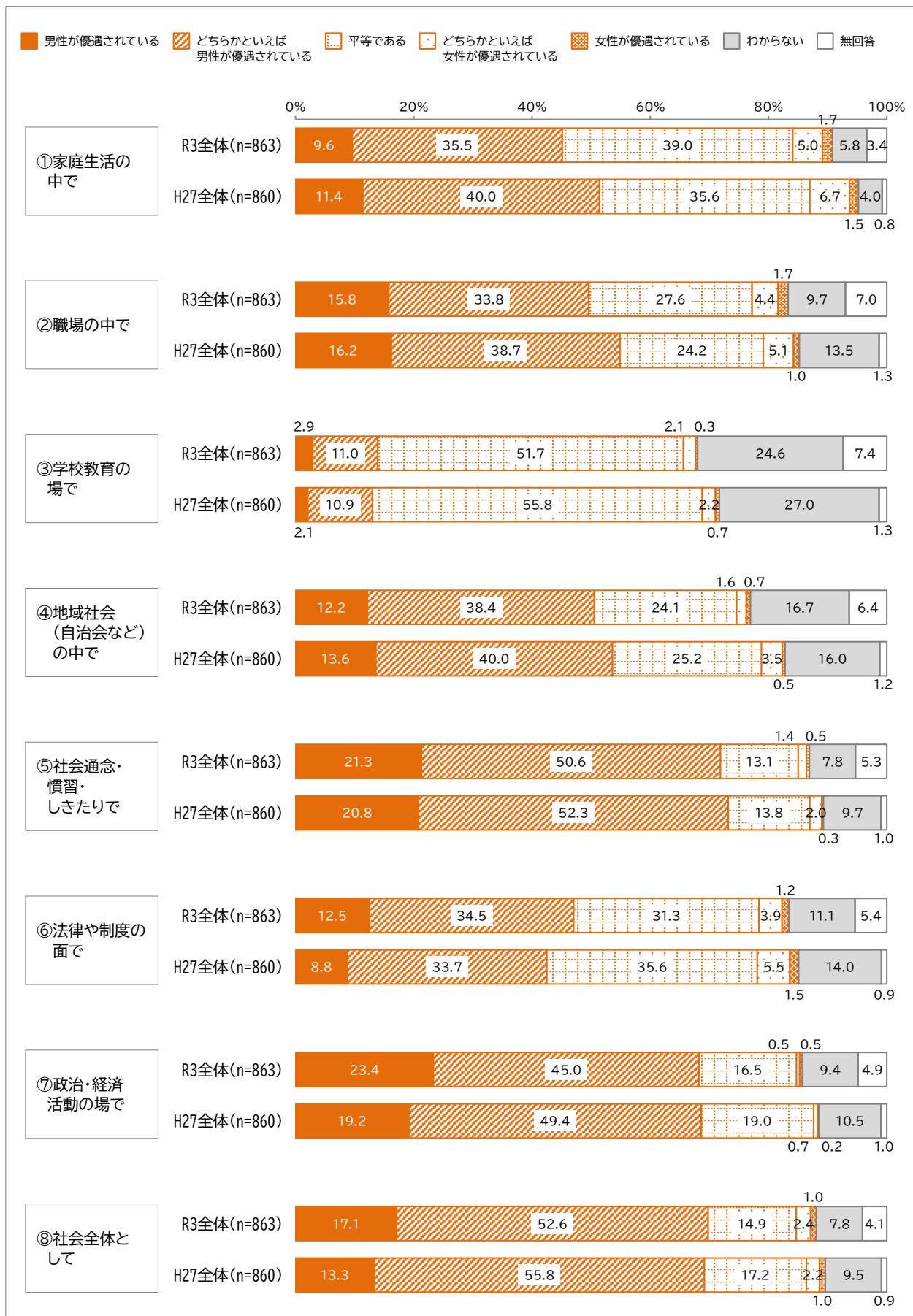
- ワーク・ライフ・バランスの推進に「積極的に取り組み、効果が出ている」事業所の割合は24.5%で、前回調査(9.4%)と比べて大きく増加しました。また、「今後取り組みたいと考えている」事業所の割合は37.5%となっています。

(4) 男女共同参画の推進に関する市の取組について

- 今後、事業所として男女共同参画を推進するうえで市に望むこと(上位3つ)
 - ・保育施設や保育サービスの充実
 - ・高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実
 - ・企業活動への優遇措置の付与



【図表6】 各場面における男女の地位の平等感(前回調査との比較)



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

7 計画の基本方針と体系

計画の目標は、第3次プランに引き続き「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、個々の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、性別にとらわれずに能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を達成するため、以下の4つの基本方針を掲げ、それぞれについて基本施策を設定します。

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消と多様な生き方の実現に向けて、男女共同参画についての認識を深め、定着させるための意識づくりを推進します。

- 家庭、地域、職場、学校などのあらゆる機会において、効果的な広報・啓発活動に取り組み、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。
- 男女平等と男女共同参画の意識を醸成するための教育や学習機会の充実を図ります。

基本方針2 男女共同参画の社会づくり

あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画できる社会づくりを推進します。

- 市の施策などへ女性の意見が十分に反映されるよう、あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性の参画を進めます。
- 地域活動における男女共同参画を進めます。特に防災活動への女性の参画拡大に取り組みます。

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

女性が自らの意思により活躍できる機会の拡大と、男女が平等に働きやすく、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します。

- 誰もが働きやすい環境の整備を進めます。また、「女性が輝くつばめ」を目指し、事業者との協働で女性の登用や人材育成、再就職支援などに取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や多様で柔軟な働き方への理解の促進に取り組むとともに、子育て支援や介護支援の充実を図ります。

基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり

男女が互いに人権を尊重し、安全・安心に健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

- 配偶者などからの暴力の根絶に向けた意識啓発を図り、被害者が相談しやすい環境や、関係機関との連携・協力体制を整え、被害者の自立を支援します。
- 経済的なリスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性などの自立を支援します。
- 誰もが適切な健康管理と自己決定ができるよう、心身の健康づくりを支援します。特に女性のライフステージごとの変化に応じた健康支援の充実を図ります。

【計画の目標】 一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして

基本方針		
	基本施策	
	施策の方向性	
		主な施策
基本方針1 男女共同参画の意識づくり		
	基本施策1 男女共同参画の理解の促進	
	1 男女共同参画の啓発活動の推進	
		1 多様な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報提供の充実
		2 さまざまな機会をとらえた啓発活動の推進
	2 社会通念・慣習の見直しと意識改革	
		3 男女共同参画に関する実態調査の実施
		4 市の情報発信時における表現の配慮
		5 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
		6 性の多様性に関する理解の促進
	基本施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
	1 男女平等教育の推進	
		7 多様な選択を可能にする児童生徒への教育の推進
		8 保育者、教職員などへの情報提供と意識啓発
		9 保護者などへの情報提供と意識啓発
	2 男女共同参画を推進するための学習機会の提供	
		10 男女共同参画の意識を高める学習機会の提供
基本方針2 男女共同参画の社会づくり		
	基本施策1 あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進	
	1 各種審議会などへの女性登用の推進	
		11 各種審議会などへの女性委員登用の推進
	2 女性管理職などの育成や登用に向けた意識啓発の推進	
		12 事業所や各種団体などにおける女性登用の啓発
		13 事業所や各種団体などにおける男女共同参画の啓発
	基本施策2 地域活動などにおける男女共同参画の推進	
	1 地域における男女共同参画の推進	
		14 地域における女性登用の啓発
		15 地域活動や市民活動における男女共同参画の啓発
	2 防災活動への女性の参画の推進	
		16 男女共同参画の視点での地域防災計画の策定
		17 自主防災組織への女性の参画の推進

基本方針		
	基本施策	
	施策の方向性	
	主な施策	
基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり		
	基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備	
	1 男女の雇用や就労における平等の推進	
	18 男女の均等な雇用と待遇確保のための、職場環境の整備	
	19 各種ハラスメント防止の周知・啓発	
	2 女性の就労や再就職、継続就業のための支援	
	20 女性の活躍に向けた取組の啓発と事業者の理解の促進	
	21 女性の再就職や継続就業、創業のための情報提供と支援	
	22 農業や商工業などの自営業における女性の就業環境の整備	
	基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	
	1 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	
	23 ワーク・ライフ・バランスの啓発と多様な働き方を可能とする職場環境の整備	
	24 両立支援に取り組む事業者に対するインセンティブの付与	
	2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	
	25 「子育てするなら燕市で」と評価されるための切れ目のない子育て支援の充実	
	26 介護支援の充実	
基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり		
	基本施策1 配偶者などからの暴力の根絶	
	1 DVの根絶に向けた意識啓発	
	27 DV防止の啓発と情報提供の充実	
	2 相談体制の充実と被害者への支援	
	28 相談窓口の充実と関係機関や関係団体の相談窓口の周知	
	29 被害者の保護と自立支援	
	基本施策2 貧困など生活上の困難に対する支援	
	1 貧困など生活上の困難な問題を抱える女性等への支援	
	30 生活困窮者などの自立支援	
	31 ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	
	32 高齢者、障がい者、外国人などで多様な困難を抱える女性への支援	
	基本施策3 ライフステージに応じた心身の健康づくり	
	1 生涯を通じた健康支援	
	33 リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発	
	34 からだの健康づくりの推進	
	35 こころの健康づくりの推進	
	2 女性に対する健康支援	
	36 女性特有の疾病に対する検診体制の充実	
	37 妊娠・出産などにおける切れ目のない健康支援	

第2章 計画の内容

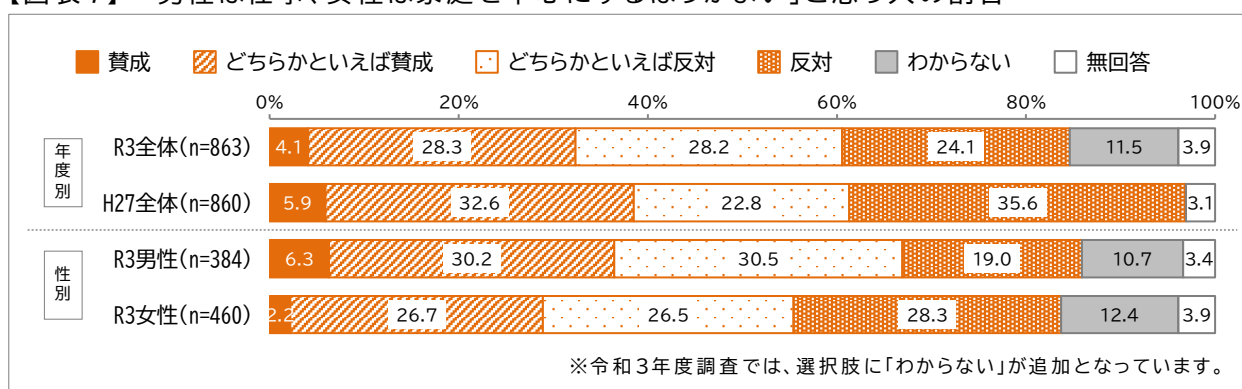
基本方針1 男女共同参画の意識づくり

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

【現状と課題】

- 男女共同参画の意識づくりは、男女共同参画の推進に関わるすべての取組の基盤として極めて重要なものです。本市では、これまで男女共同参画に関する広報・啓発活動や講座の開催などさまざまな取組を進めてきた結果、一定の理解が得られ、市民の意識の改善が図られてきています。
- しかしながら、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残り、こうした意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{※9}に基づいた社会制度や慣行は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。
- 男女共同参画の理解を深めるため、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる機会と多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動を継続して展開していく必要があります。また、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく、わかりやすく伝えることが重要です。
- 共働き世帯の割合が増え、性別にかかわらず家事・育児・介護へ参画することの重要性が増しています。長時間労働の抑制など男性中心の働き方の見直しや、性別による役割分担に関する意識改革を一層進めていく必要があります。
- LGBTQ^{※10}などの性的マイノリティに関する社会的認識が広まりつつあります。男女共同参画を推進するうえでも、性の多様性について理解することが必要です。

【図表7】「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい」と思う人の割合



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、全体では否定的に考える人(52.3%)が、肯定的に考える人(32.4%)を上回っています。

※9 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※10 LGBTQ：Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クイアやクエスチョニング、自分自身のセクシャリティを決められない、分らない、または決めない人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称として使われている。

【施策の方向性】

1. 男女共同参画の啓発活動の推進

男女共同参画についての認識を深め、定着させるための広報・啓発活動に取り組みます。

主な施策		取組内容	担当課
1	多様な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報提供の充実	・広報紙やウェブサイト、SNSなどの多様な広報媒体を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発活動を展開します。 ・図書館などの情報コーナーを活用して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	地域振興課 広報秘書課 社会教育課
2	さまざまな機会をとらえた啓発活動の推進	・市民および市職員に対し、男女共同参画に関する講演会や講座、研修などを開催します。 ・「つばめ輝く女性表彰※11」の制度などを活用して、あらゆる分野における女性の活躍推進についての啓発を行います。	地域振興課 社会教育課 総務課

2. 社会通念・慣習の見直しと意識改革

男女共同参画の視点で社会通念・慣習などを点検し、実態の把握に努めるとともに、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成を図ります。

主な施策		取組内容	担当課
3	男女共同参画に関する実態調査の実施	・男女共同参画の実態を把握するための情報収集や調査を実施します。	地域振興課
4	市の情報発信時における表現の配慮	・市が情報発信をする際、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った表現に配慮します。 ・市職員に対し、研修などの機会を活用して、表現の配慮について働きかけます。	(全課) 広報秘書課
5	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	・働き方の見直しや多様な生き方についての啓発を進めます。 ・家庭教育や食育推進などの学習機会の充実を図ります。 ・男性の家事・育児・介護などへの参画を推進するための交流会や講座等を開催します。	地域振興課 商工振興課 社会教育課 子育て応援課 こども未来課 健康づくり課 長寿福祉課
6	性の多様性に関する理解の促進	・多様な性のあり方についての理解を深めるための啓発を行います。 ・人権や性の多様性に関する講演会や講座などを開催します。	市民課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.1%	20.0%

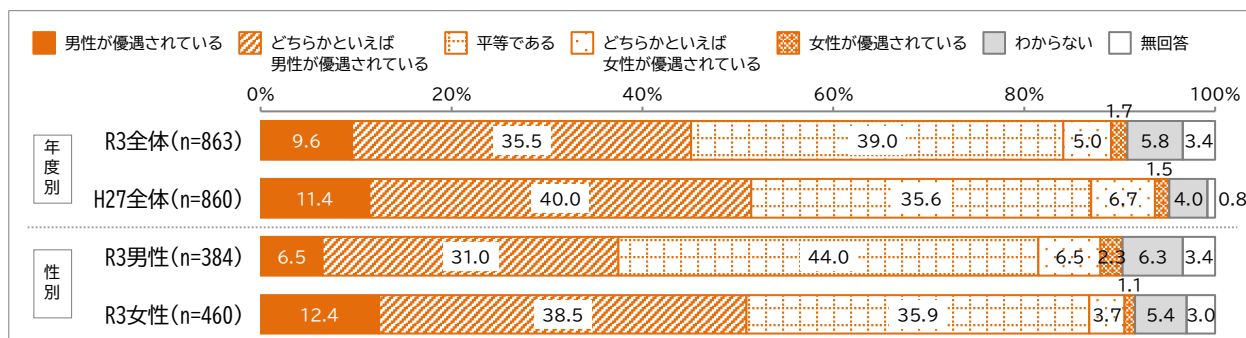
※11 つばめ輝く女性表彰：職場や地域などあらゆる場面において、女性が個性と能力を発揮できる社会環境の実現を目指し、各分野で輝く女性個人や、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業所・団体を表彰する制度。

基本施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、往々にして幼少の頃からの経験の蓄積により形成されており、男女双方に存在しています。
- 人格が形成される過程において教育の果たす役割は大きく、特に学校では、次代を担う子どもたちに対して男女平等を含めた人権の意識を育てる教育が重要です。また、身近な家庭生活の中においても、男女共同参画を実践していく基礎をつくるのが大切です。
- 大人の意識が子どもたちの意識や将来の進路選択などに大きな影響を及ぼすことから、教育に関わる保育者や教育関係者、保護者に対しても意識啓発を図る必要があります。
- 性別、年齢を問わず、市民一人ひとりが男女共同参画を理解し、お互いの人権を尊重して、多様な生き方を実現するため、生涯学習の場などを通じて切れ目のない学習機会を提供していく必要があります。

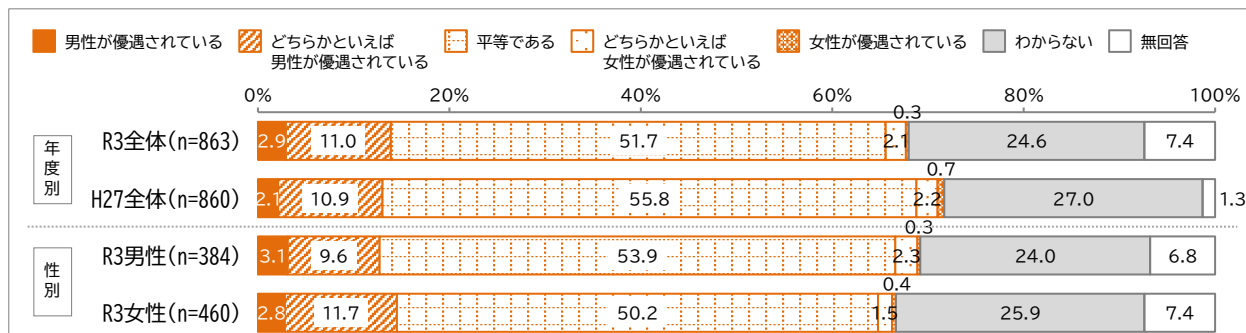
【図表8】「家庭生活の中」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、「平等である」と回答した人はやや増加しました(前回35.6%→今回39.0%)。

【図表9】「学校教育の場」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

平等感はこの場面と比較して最も高く、全体の5割超(51.7%)が平等であると回答しています。

【施策の方向性】

1. 男女平等教育の推進

男女平等を推進するための教育の充実を図ります。

主な施策		取組内容	担当課
7	多様な選択を可能にする児童生徒への教育の推進	・児童生徒に対して、人権教育や男女平等の道徳教育などを推進します。 ・男女共同参画の視点を踏まえた、総合的なキャリア教育を推進します。	学校教育課
8	保育者、教職員などへの情報提供と意識啓発	・保育者や教職員などに対して、男女平等・男女共同参画に関する情報提供や研修を行います。	こども未来課 学校教育課
9	保護者などへの情報提供と意識啓発	・保護者などに対して、男女平等・男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女がともに参画しやすい保護者会・PTA活動を働きかけます。	こども未来課 学校教育課

2. 男女共同参画を推進するための学習機会の提供

男女共同参画の理解と意識を高めるための学習機会の提供や学習環境の整備に取り組みます。

主な施策		取組内容	担当課
10	男女共同参画の意識を高める学習機会の提供	・あらゆる世代を対象に、出前講座などの学習機会を充実します。 ・男女共同参画推進に関わる市民団体などの育成を図り、活動の場を提供します。 ・図書館において、男女共同参画に関する図書を整備するとともに、関係図書を紹介します。	社会教育課 地域振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	39.0%	45.0%
「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合	51.7%	60.0%

PICK UP 「男女共同参画講座」

燕市では、男女共同参画の学習機会を提供するため、さまざまな講座やセミナー、講演会などを開催しています。

「燕市男女共同参画講座」では、市民有志からなる実行委員会との協働で、幅広い世代の意見を取り入れながら企画・運営を行っています。これまでに「対話」や「ファッション」、「防災」などを講座のテーマとして取り上げました。



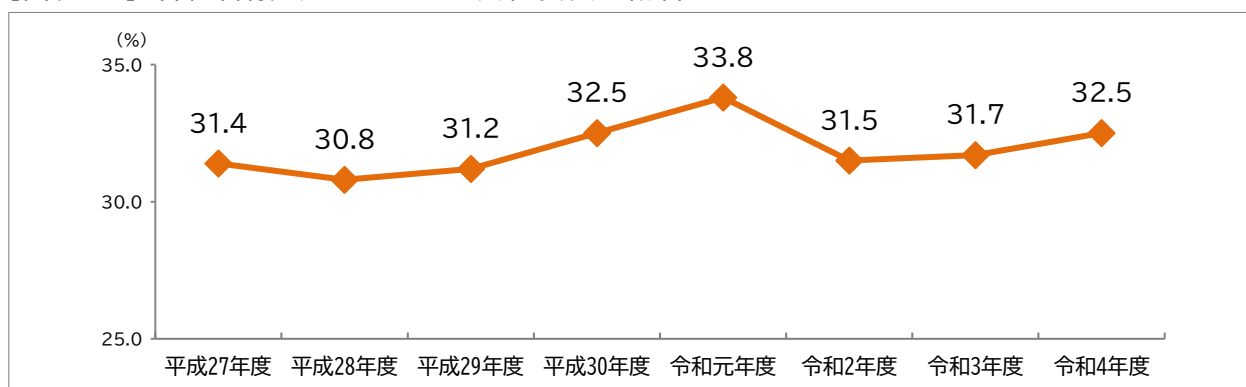
基本方針2 男女共同参画の社会づくり

基本施策1 あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進

【現状と課題】

- 各種審議会などにおける女性委員の割合はゆるやかに増加していますが、女性委員がいない審議会も存在しています。女性の参画が進んでいない分野においては、進まない要因を分析し、女性委員の登用に向けて積極的に働きかけていく必要があります。
- 市内事業所における管理・監督職に占める女性の割合は着実に増加していますが、依然として少ないのが現状です。本市では、「女性が輝くつばめ」を目指して、事業者との協働により意識啓発や職場環境の整備に努めており、事業者に対して女性の採用・登用・能力開発などの取組を推進するよう、さらなる働きかけを行う必要があります。
- 市役所においても、管理・監督職に占める女性の割合は増加しており、今後も女性の参画拡大の観点から、市役所が率先して女性の人材育成や登用に積極的に取り組む必要があります。

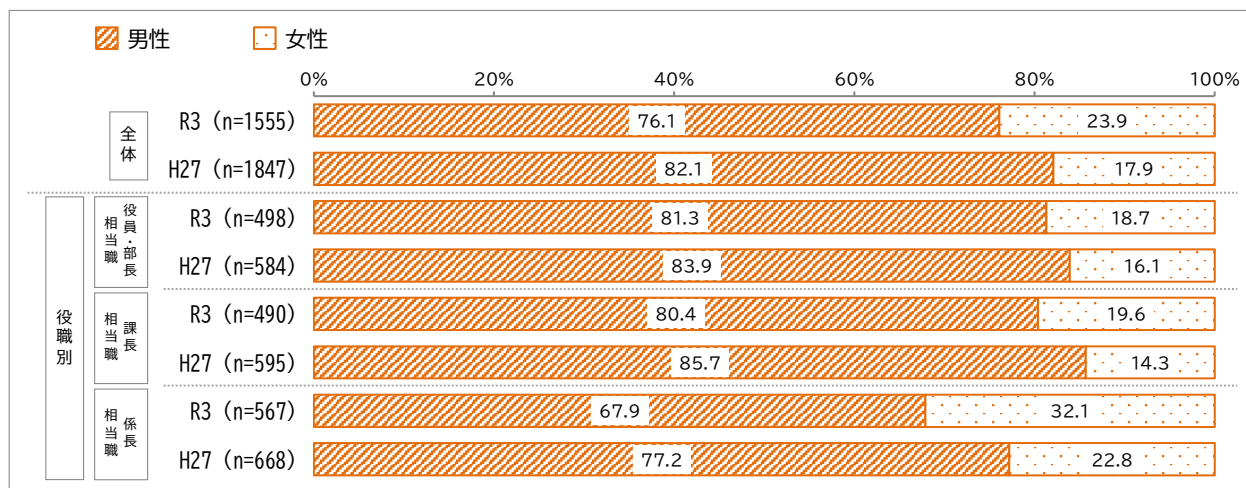
【図表10】各種審議会などにおける女性委員の割合



資料：地域振興課調べ

女性委員の割合は、年度により増減を繰り返しつつ、ゆるやかな増加傾向にあります。

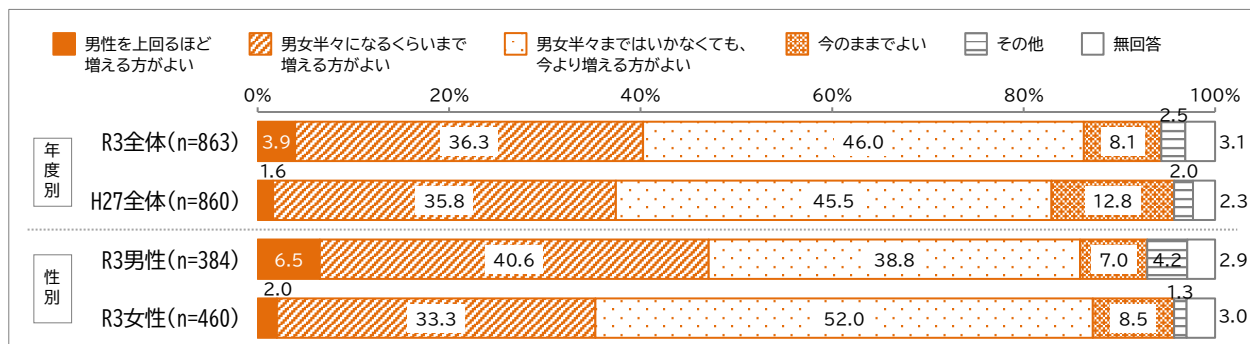
【図表11】管理・監督職に占める女性の割合



資料：地域振興課「男女共同参画に関する事業所調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、どの職位においても女性の割合が増加しています。

【図表12】 政策・方針決定の場への女性の参画について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

「男女半々まではいなくても、今より増える方がよい」(46.0%)が最も高くなっています。前回調査と比べて、「今のままでよい」と回答した人は、やや減少しました(前回12.8%→今回8.1%)。



【施策の方向性】

1. 各種審議会などへの女性登用の推進

市の施策に女性の意見が反映されるよう、各種審議会などへ女性委員を積極的に登用します。

主な施策		取組内容	担当課
11	各種審議会などへの女性委員登用の推進	・各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。 ・女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。	(全課) 総務課 地域振興課

2. 女性管理職などの育成や登用に向けた意識啓発の推進

事業所や各種団体などに対して、女性活躍や男女共同参画の取組の重要性を啓発します。

主な施策		取組内容	担当課
12	事業所や各種団体などにおける女性登用の啓発	・事業所や各種団体などに対して、女性の人材育成や登用を働きかけます。 ・市役所が率先して女性活躍の推進に取り組み、女性の人材育成や登用を進めます。	商工振興課 地域振興課 総務課
13	事業所や各種団体などにおける男女共同参画の啓発	・事業所や各種団体などに対して、男女共同参画に関する情報提供や講演会、講座等を実施します。	商工振興課 地域振興課

【指標項目】

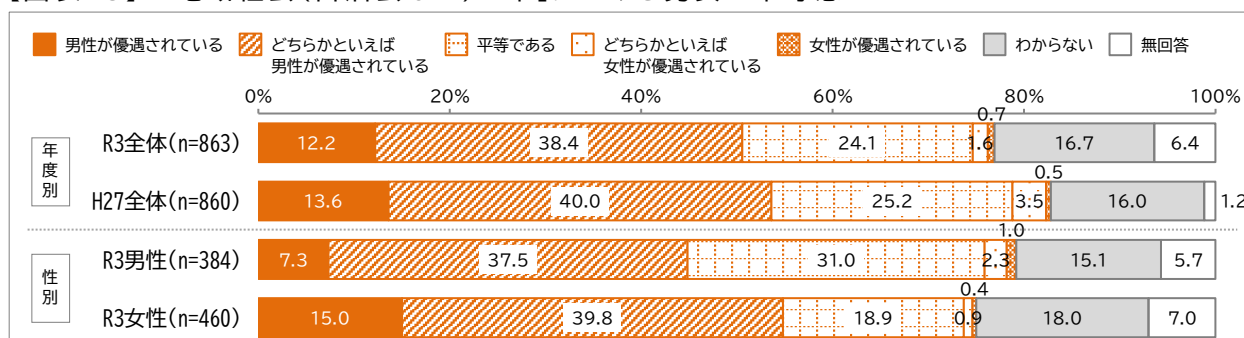
指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
各種審議会などにおける女性委員の割合	32.5%	36.5%

基本施策2 地域活動などにおける男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 高齢者福祉や子育て支援、防災の分野などにおいて地域の役割の重要性が高まっていますが、人口減少と少子高齢化が進む中で、地域活動の担い手は不足しています。
- 多様化する地域の課題を解決するためには、年齢や性別によって役割を固定化するのではなく、さまざまな視点を持つ担い手を確保し、多様な考え方を活かすことが重要です。
- 古くからの慣習のため、地域の役員にはいまだに男性が多いのが現状です。多様な方針、意思決定過程への女性の参画拡大に対する理解を深めるとともに、男女共同参画の視点が反映されるよう、自治会、まちづくり協議会などに対して女性の登用を働きかけていく必要があります。
- 全国的に自然災害が頻発化・激甚化している中で、災害時には、女性や子どもなどがより大きな影響を受けやすいことが指摘されています。そのため、避難所運営など防災活動への女性の参画拡大が重要です。
- 地域の防災活動は自治会や自主防災組織が主体となります。役員のほとんどを男性が占めている現状では、女性が防災活動に参画する機会が少ないため、引き続き女性の参画を働きかけていくとともに、女性リーダーの育成に取り組む必要があります。

【図表13】「地域社会(自治会など)の中」における男女の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、「平等である」と回答した人は、やや減少しました(前回25.2%→今回24.1%)。

PICK UP 「つばめ輝く女性表彰」

あらゆる場面で女性が存分に能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指し、「さまざまな分野で挑戦し、輝いている女性」と「女性の活躍しやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所・団体」を表彰しています。

令和5(2023)年度までに延べ15人、12社・団体が表彰を受け、職場や地域でのロールモデル※12として、今後もさらなる活躍が期待されています。



※12 ロールモデル：考え方や価値観、実際の行動が、他者の模範となる人物などのこと。

【施策の方向性】

1. 地域における男女共同参画の推進

地域におけるさまざまな課題を解決するために、方針、意思決定過程への女性の参画を推進します。

主な施策		取組内容	担当課
14	地域における女性登用の啓発	・地域における方針、意思決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発を進めます。 ・自治会やまちづくり協議会などの地域活動団体や市民活動団体の役員に対して、女性登用を啓発します。	総務課 地域振興課
15	地域活動や市民活動における男女共同参画の啓発	・男女共同参画の視点に立った地域活動や市民活動を推進します。	総務課 地域振興課

2. 防災活動への女性の参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を推進するとともに、女性に配慮した取組を行います。

主な施策		取組内容	担当課
16	男女共同参画の視点での地域防災計画の策定	・女性の人権尊重に配慮して地域防災計画を策定します。	防災課
17	自主防災組織への女性の参画の推進	・各種防災講座などを通じて、自主防災組織への女性の参画を働きかけます。 ・防災活動における女性リーダーの育成に取り組みます。	防災課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	24.1%	30.0%

PICK UP 「女性防災リーダーの育成」

災害時の備えや避難所運営にも女性の視点が重要です。

平成30(2018)年に始まった「燕市女性防災リーダー養成講座」では、ハザードマップの見方や活用法、避難所運営や被災者支援などを学び、講座の修了者は延べ80人を超えました。

令和3(2021)年からは、修了者を対象としたステップアップ講座を開催し、フォローアップや女性防災リーダー同士の交流を行っています。



基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

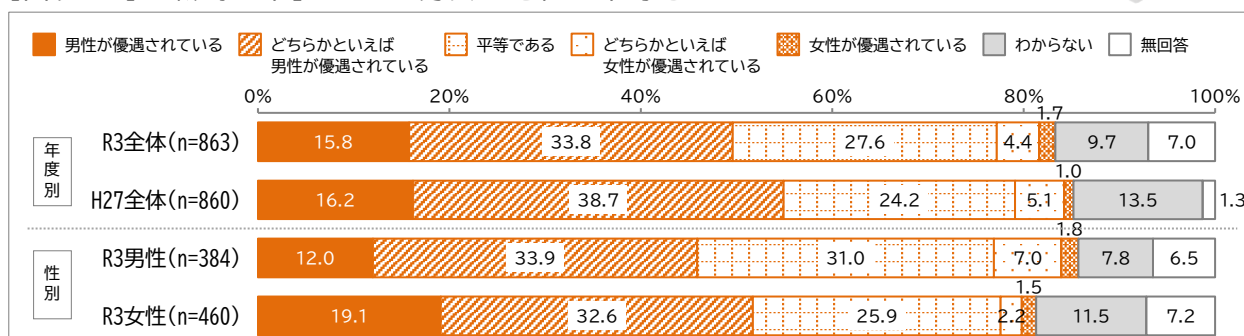
基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備

【現状と課題】

- 全国の労働力人口に占める女性の割合は4割を超え、上昇傾向にあります。男性に比べて女性はパートタイムなどの非正規雇用の割合が高く、男女間の待遇格差や女性の貧困の一因となっています。
- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正など法整備は進んでいるものの、実際の職場ではまだ十分に男女平等が実感されていない状況です。
- 働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会の実現には、性別を理由とする差別的取り扱いや職場におけるハラスメントの根絶など、雇用の分野における男女の機会の均等および待遇の確保が不可欠です。引き続き事業者との協働により、誰もが働きやすい環境の整備を進めていく必要があります。
- 本市の女性就業率は、県内20市中1位であり、全国的に見ても高い水準にあります。しかしながら、そうした中でも男性の就業率に比べて女性の就業率は低く、これは育児や介護などを理由とした離職が影響しているものと考えられます。
- 女性が意欲を持って継続して働くことができるよう、事業者に対して、積極的な取組の実行や多様で柔軟な働き方への理解の促進を働きかけていくことが重要です。さらに、育児などのために一度離職した女性の再就職支援を行う必要があります。
- 農業分野においては、女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手ですが、農産物の生産や農業経営への女性の参画はいまだ十分ではなく、女性が参画するうえで必要な知識や技術の習得を支援する必要があります。また、農業者の負担軽減につながるものとして、農作業の省力化・効率化に資するスマート農業※13の普及促進が期待されています。
- 家族経営の多い自営業においては、女性は労働のほかに家事・育児・介護などの負担をより多く担っている傾向にあります。固定的な性別役割分担意識の解消を進め、男女がともに対等なパートナーとして経営に参画しながら、働きやすい環境を整備していく必要があります。



【図表14】「職場の中」における男女の地位の平等感



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、平等であると回答した人はやや増加しました。(前回24.2%→今回27.6%)。

※13 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

【施策の方向性】

1. 男女の雇用や就労における平等の推進

男女の均等な雇用と待遇の確保に努めるとともに、働きやすい職場環境の整備に取り組む事業所を支援します。

主な施策		取組内容	担当課
18	男女の均等な雇用と待遇確保のための、職場環境の整備	・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法などの関係法令を周知し、誰もが働きやすい職場環境の整備についての啓発や支援を行います。 ・女性活躍推進法に基づく、事業所における取組についての啓発や支援を行います。 ・男性の育児・介護休業などの取得促進についての啓発や支援を行います。	商工振興課 地域振興課
19	各種ハラスメント防止の周知・啓発	・セクシュアル・ハラスメント※¹⁴などの、各種ハラスメント防止についての啓発を行います。 ・各種ハラスメントの相談窓口を周知します。	商工振興課 地域振興課

2. 女性の就労や再就職、継続就業のための支援

女性が意欲を持って継続して働くことができるように支援します。

主な施策		取組内容	担当課
20	女性の活躍に向けた取組の啓発と事業者の理解の促進	・女性の活躍推進の情報提供の充実を図り、経営者・管理職などの理解を促進します。 ・女性の能力開発などの学習機会の充実を図り、事業者における女性の人材育成を支援します。 ・異業種交流研修などを通じて、働く女性のネットワークづくりを支援します。	商工振興課 地域振興課 総務課
21	女性の再就職や継続就業、創業のための情報提供と支援	・育児・介護休業法などの関係法令や各種制度、労働問題の相談窓口等を周知します。 ・再就職のための情報提供や支援を行います。 ・職業能力の開発・向上や創業、経営に関する情報提供や講座などを実施します。	商工振興課 地域振興課
22	農業や商工業などの自営業における女性の就業環境の整備	・農業における家族経営協定締結の普及に努めます。 ・農産物の生産と農業経営の担い手としての知識と技術を取得するための情報提供と、交流会や研修会を実施します。 ・自営業における女性の就業環境の整備を啓発します。	農業委員会 農政課 商工振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	27.6%	35.0%
家族経営協定の締結農家数	28戸	34戸

※¹⁴ セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせを意味し、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、性的言動により相手に不快な思いをさせたりすること。

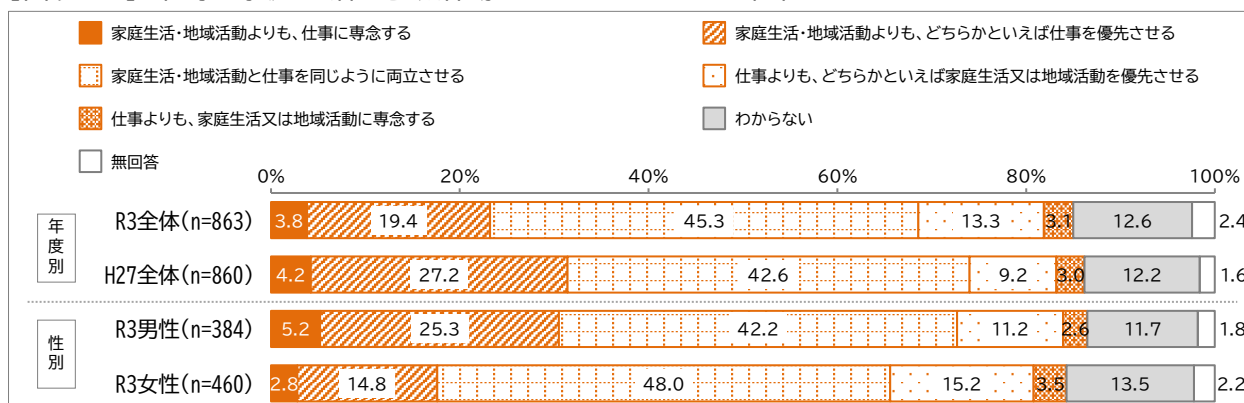
基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【現状と課題】

- 働きたい人すべてが、「仕事」と「育児・介護・社会活動などを含む生活」の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するために、一層のワーク・ライフ・バランス推進の取組が求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりのキャリア形成につながるだけでなく、事業所にとっては人材の確保や生産性の向上につながる大きなメリットがあります。また、地域にとっても多様な人材が活躍することで活力の向上が期待されます。
- 市内事業所において、仕事と育児・介護の両立支援のための制度の整備は一定程度進んでおり、育児休業を取得する男性も増加していますが、男性の育児休業取得期間は女性に比べて短期間であるなど、制度があっても十分に利用されていないケースも見受けられます。事業者が意欲を持ってワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むための支援が求められています。
- 家事・育児・介護の多くを女性が担っている現状を踏まえ、従来の長時間労働を前提とした男性中心の働き方を見直し、男性が家事・育児・介護へ参画できるような環境整備を一層推進することが重要です。
- 感染症の拡大を契機にオンラインの活用が進み、新しい働き方の可能性が広がりました。多様な生活スタイルやライフステージに応じた柔軟な働き方を可能とする雇用環境の整備や支援が求められています。
- 核家族化の進行や就業環境の多様化により、ニーズに応じた保育サービスのさらなる充実が求められています。市内外から「子育てするなら燕市で」と評価されるためには、地域一体での両立支援とライフステージに応じた切れ目のない取組により、子育てと仕事の両立を支援していくことが重要です。
- 高齢化の進展に伴い、男女を問わず介護による時間的制約を抱える人の増加が見込まれています。介護の負担を家族だけでなく地域で支え合う体制を整備し、介護と仕事の両立を支援していくことが重要です。



【図表15】 仕事・家庭生活・地域活動におけるそれぞれの位置づけ



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

前回調査と比べて、仕事優先に考える人の割合は減少し、両立を望む人が増加しています。性別にみると、仕事優先の割合は、女性よりも男性の方が高く、男女の意識に差がみられます。

【施策の方向性】

1. 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への理解の促進を図るとともに、事業者の積極的な取組を促します。

主な施策		取組内容	担当課
23	ワーク・ライフ・バランスの啓発と多様な働き方を可能とする職場環境の整備	・市民や事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報提供や講座などを実施します。 ・事業所における働き方の見直しや職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を支援します。	商工振興課 地域振興課
24	両立支援に取り組む事業者に対するインセンティブ※15の付与	・「ハッピー・パートナー企業」の登録や「つばめ子育て応援企業」の認定制度を通じて、男性の育児休業奨励金などによる支援を行います。 ・「つばめ輝く女性表彰」の制度などを活用して、事業者の取組の好事例をPRします。	商工振興課 地域振興課

2. 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

働きながら安心して子育て・介護ができるよう、多様なニーズに応じた両立支援の充実を図ります。

主な施策		取組内容	担当課
25	「子育てするなら燕市で」と評価されるための切れ目のない子育て支援の充実	・病児・病後児保育や未満児保育の拡充など、両立支援のための多様な保育サービスの充実を図ります。 ・子育て支援センターなどにおいて、子育て中の保護者が育児について相談できる体制の充実を図ります。 ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の経済的な自立を支援します。 ・放課後児童の居場所の充実を図ります。	こども未来課 子育て応援課 保険年金課 学校教育課
26	介護支援の充実	・家族介護者の交流の場の充実を図ります。 ・介護予防事業の充実を図ります。 ・男女がともに介護の担い手となるため、介護についての情報提供などを行います。	長寿福祉課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度(内容まで知っている)	19.1%	30.0%
ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録数	103社	160社
つばめ子育て応援企業の登録数	53社	110社
男性の育児休業取得促進奨励金の交付人数(累計)	28人	140人
共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差	176分 [男性80分][女性256分]	140分以内

※15 インセンティブ:人や事業所がものごとに取り組む際に、その意欲を外側から高める働きをする刺激、動機づけのこと。ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所の活動を促進するため、地方公共団体が公共調達において優遇を行うことなどをいう。

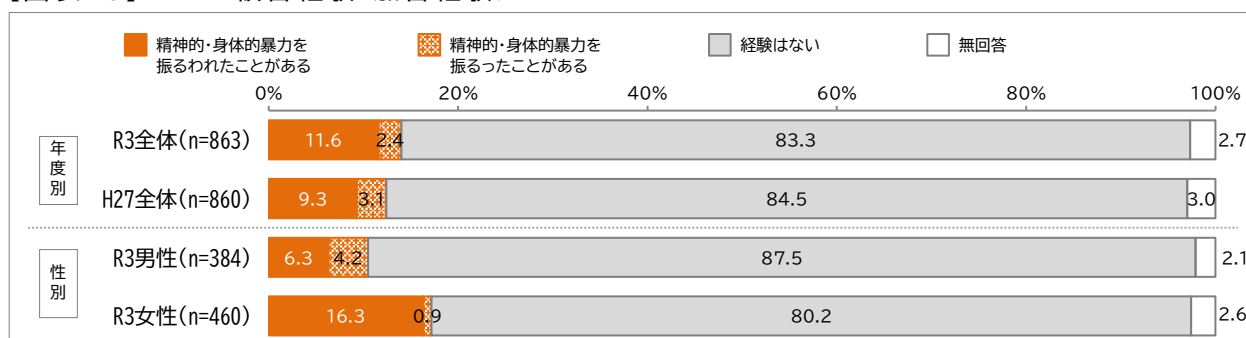
基本方針4 男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1 配偶者などからの暴力の根絶

【現状と課題】

- 配偶者やパートナーなどからの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
- しかしながら、DVは家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があります。
- また、近年は交際相手からの暴力「デートDV」や、若年女性への性犯罪・性暴力も問題となっています。さらに、感染症の拡大を契機とした生活環境の変化などにより、DVの増加や深刻化が懸念されています。
- DVについての理解の浸透を図るとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を容認しないという意識を社会全体で共有していく必要があります。
- DV被害者の多くは女性であり、経済的な問題、子どもの問題などさまざまな問題を抱えている場合があります。被害者が相談しやすい体制を充実し、関係機関と連携をとりながら、被害者の保護および自立を支援するための取組を行う必要があります。

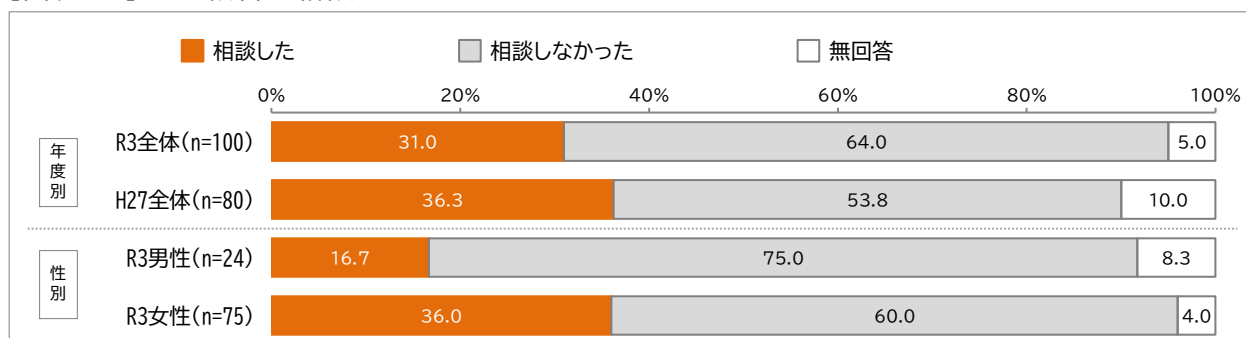
【図表16】 DVの被害経験・加害経験について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

DVを「振られたことがある」人の割合は11.6%で、前回調査の9.3%からやや増加しました。性別にみると、DVを「振られたことがある」人の割合は、女性の方が高くなっています。(男性6.3%、女性16.3%)

【図表17】 DV被害の相談について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年度・平成27年度)

被害経験がある人のうち、誰にも「相談しなかった」は64.0%で、前回調査の53.8%から増加しました。

【施策の方向性】

1. DVの根絶に向けた意識啓発

DVの根絶に向けて積極的にDV防止の啓発を行います。

主な施策		取組内容	担当課
27	DV防止の啓発と情報提供の充実	・DVについての認識を広めるために情報提供を実施します。 ・関係機関や関係団体と連携し、DV防止のための意識啓発を行います。	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

2. 相談体制の充実と被害者への支援

相談しやすい体制の充実を図るとともに、関係機関や関係団体と連携し、被害者の保護および自立を支援します。

主な施策		取組内容	担当課
28	相談窓口の充実と関係機関や関係団体の相談窓口の周知	・DVに関する相談窓口の充実を図ります。 ・女性の相談員による「女性のための相談窓口」を実施します。 ・無料の法律相談などを実施します。 ・関係機関や関係団体の相談窓口を周知します。	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課 市民課
29	被害者の保護と自立支援	・関係機関や関係団体と連携し、家庭内における暴力の早期発見、被害者の保護に努めます。 ・利用可能なサポート情報の提供など、被害者の自立を支援します。	地域振興課 社会福祉課 子育て応援課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
DV被害経験がある人のうち、DV被害を相談した人の割合	31.0%	40.0%

PICK UP 「女性のための相談窓口」

市民意識調査によると、DVを受けながらも「自分さえ我慢すればいい」「相談するほどのことではない」などと考えて、6割の女性が誰にも相談していません。

DVはいかなる理由があっても許される行為ではありません。また、配偶者暴力防止法では、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的な暴力もDVとされています。

DV被害者を守るために、内閣府では24時間対応の相談窓口を設置しています。燕市においても、DVに限らず夫婦や家庭、職場の問題など、女性を取り巻くさまざまな悩みについて、専門相談員に対面で相談できる窓口を開設し、必要な支援につなげています。



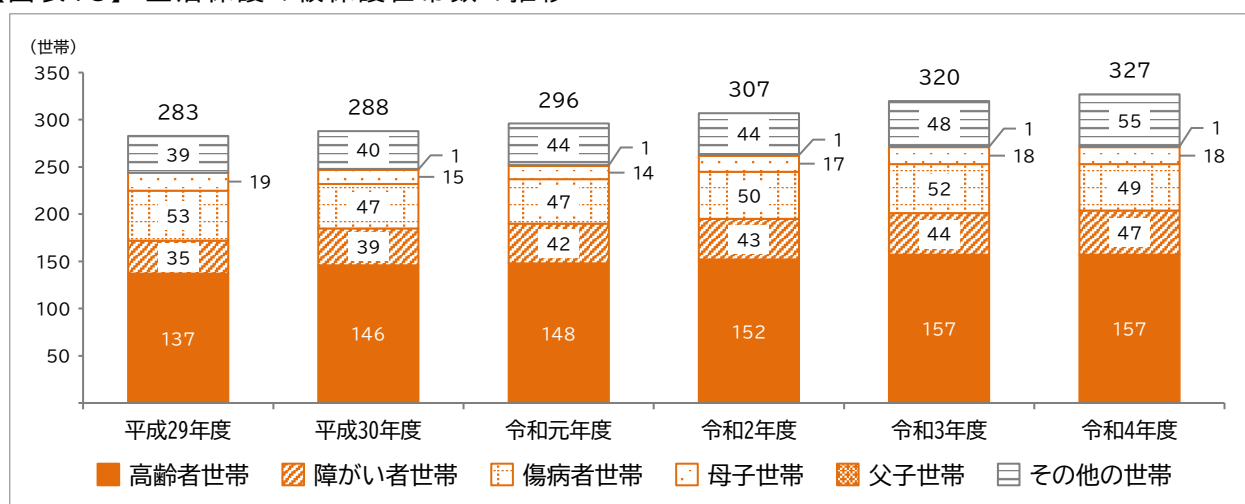
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府)

基本施策2 貧困など生活上の困難に対する支援

【現状と課題】

- 女性は、社会制度や慣行などを背景とした性差による偏見や男女間の格差によって、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- 感染症拡大による雇用情勢の悪化は、特に非正規職の多い女性へ大きく影響しました。中でも単身女性やひとり親家庭などにおいて、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。
- セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が行き届きやすくなるよう、関係機関や関係団体などとの連携に努める必要があります。さらに、貧困を防止するための取組も求められています。
- また、高齢者であることや障がいがあること、外国人であることなどを理由とした困難を抱えている場合、さらに女性であることで複合的に困難を抱えがちなことにも留意が必要です。男女共同参画の視点に立ち、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行い、誰もが安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

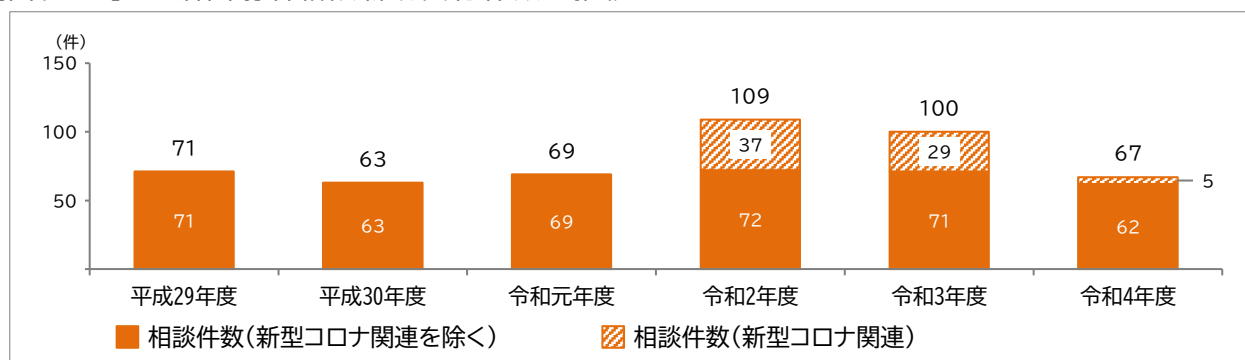
【図表18】 生活保護の被保護世帯数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度の月平均）

被保護世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者世帯と障がい者世帯の数が増加しています。

【図表19】 生活困窮者相談新規受付件数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在）

感染症拡大の影響により、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて、生活困窮者相談の新規受付件数が増加しました。

【施策の方向性】

1. 貧困など生活上の困難な問題を抱える女性等への支援

経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性などへの支援を行います。

主な施策		取組内容	担当課
30	生活困窮者などの自立支援	・生活困窮者の早期把握に努め、自立の促進を支援します。 ・フードバンク※16や子ども食堂※17などの活動を支援します。	社会福祉課 子育て応援課
31	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	・ひとり親家庭の経済的な自立を支援します。 ・ひとり親家庭の能力開発や就労を支援します。	子育て応援課 保険年金課
32	高齢者、障がい者、外国人などで多様な困難を抱える女性への支援	・高齢者や障がいのある人の生活基盤の整備を進めるとともに、就労や社会参加の促進を支援します。 ・外国人住民に対して、多言語による情報提供を行うとともに、日本語習得の機会や地域住民との交流の場を提供します。	長寿福祉課 社会福祉課 子育て応援課 地域振興課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
生活困窮支援事業相談件数(新型コロナ関連を除く)	62件	80件

PICK UP 「フードドライブ^{プラス}」

燕市では、生活困窮世帯などへのさらなる支援が必要な現状を踏まえ、食品に加えて生理用品や洗剤、トイレトペーパーなどの生活用品も対象とした「フードドライブ+（プラス）」として、活動を強化しています。

令和5(2023)年度は、12月時点で食品1,800kg、生活用品532kgの計2,332kgを集め、市内フードバンクなどを通じて、必要とする人へ無償提供を行っています。



※16 フードバンク:まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する活動や、その活動を行う団体。

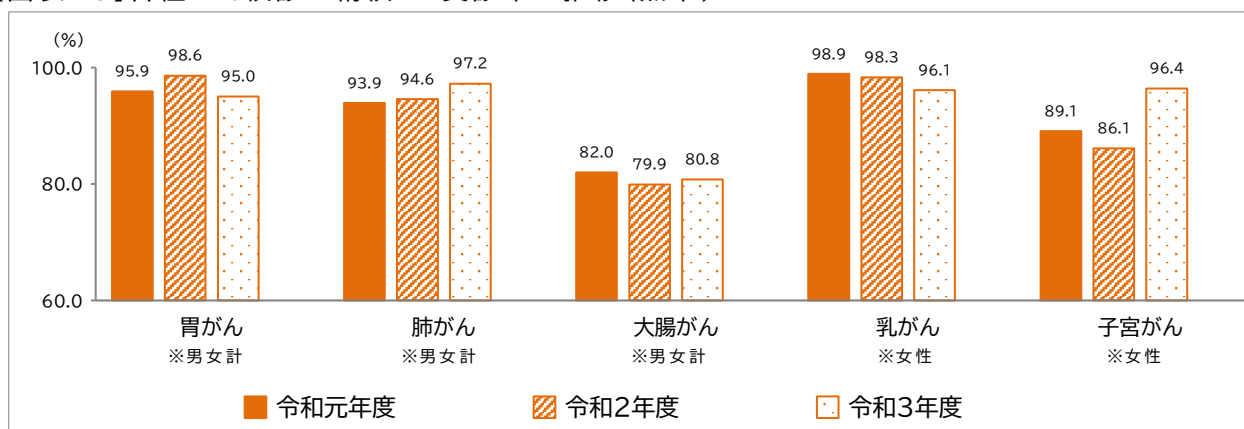
※17 子ども食堂:無料または低価格で、子どもや保護者などに食事や居場所を提供するコミュニティの場。

基本施策3 ライフステージに応じた心身の健康づくり

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。
- 特に女性の心身の状態は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期などライフステージごとに大きく変化するという特性があるため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)※18」の視点が重要です。
- 近年、晩婚化などによる初産年齢の上昇や平均寿命の延伸に伴い、女性の健康に関わる状況が変化してきています。また、男性は健康を害する生活習慣や自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。
- 人生100年時代を迎え、誰もが生涯を通じて適切な自己管理ができるよう、健康教育や相談体制の充実、がんの早期発見・早期治療のための受診しやすい環境づくりなど、ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援することが重要です。
- 妊娠や出産を希望する人がかなえられるよう、若い世代に対して、妊娠・出産に関する正しい知識を伝える取組が必要です。また、不妊治療を希望する男女が増えていることから、不妊に関する相談体制や支援の充実が求められています。女性の就業率の高まりも踏まえ、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない健康支援に一層取り組む必要があります。

【図表20】各種がん検診の精検※19受診率の推移(燕市)



資料：新潟県がん検診等結果報告

令和3(2021)年度の各種がん検診の精検受診率は、大腸がん検診を除き、9割を超えています。乳がん検診の精検受診率は、直近の3年間では減少傾向にあります。子宮がん検診の精検受診率は、減少傾向にありましたが、令和3(2021)年度には増加に転じています。

※18 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという考え方である。

※19 精検：精密検査の略。精検受診率とは、精検が必要とされた人のうち、精検を受けた人の割合を指す。

【施策の方向性】

1. 生涯を通じた健康支援

男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

主な施策		取組内容	担当課
33	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発	・助産師訪問や両親学級において家族計画指導を実施します。 ・性と生殖に関する健康と権利についての情報提供や意識啓発に努めます。	子育て応援課 地域振興課
34	からだの健康づくりの推進	・ライフステージに応じた健康相談、健康診査を充実します。 ・男女がともにいきいきとした生活が送れるよう、健康増進対策を推進します。 ・妊娠前からのヘルスケア(プレコンセプションケア※²⁰)に取り組み、若い世代の健康管理を支援します。 ・不妊や不育症治療に関する相談や支援を実施します。 ・性別、年齢に関わりなくスポーツを通じた健康づくりを推進します。	健康づくり課 子育て応援課 社会教育課
35	こころの健康づくりの推進	・こころの健康講座や地域での健康教育を通じて、こころの健康づくりを啓発します。	健康づくり課

2. 女性に対する健康支援

女性のライフステージごとの課題に応じた健康づくりを支援します。

主な施策		取組内容	担当課
36	女性特有の疾病に対する検診体制の充実	・女性特有の疾病に対する啓発を行います。 ・乳がん・子宮がん検診および骨粗しょう症検診の検診体制や指導の充実を図ります。	健康づくり課
37	妊娠・出産などにおける切れ目のない健康支援	・妊産婦健診費用の助成や妊娠・出産に関する相談、指導の充実を図ります。	子育て応援課

【指標項目】

指標項目	R4年度現在値	R13年度目標値
乳がん検診の精検受診率	96.1%	100%
子宮がん検診の精検受診率	96.4%	100%

PICK UP 「プレコンセプションケアセミナー」

若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことは、次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。

燕市では、令和5(2023)年から県内初の取組として、市内の高校に通う3年生を対象にセミナーを開催しています。



※²⁰ プレコンセプションケア: プレ(pre)は「～の前の」、コンセプション(conception)は「妊娠・受胎」のことで、妊娠を考え始める前の若い世代を対象に将来の妊娠のための健康管理を促す取組のことをいう。本人の健康寿命の延伸に加え、妊娠・出産を希望する女性の不妊症予防と健康な妊娠・出産、将来生まれてくる子どもの健康につながることが期待される。

基本方針に係る指標項目一覧

基本方針		指標項目		基準値 (年度)	目標値 (R13年度)
1	男女共同参画の意識づくり	1	「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.1% (R3年度)	20.0%
		2	「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	39.0% (R3年度)	45.0%
		3	「学校教育の中で」平等になっていると思う人の割合	51.7% (R3年度)	60.0%
2	男女共同参画の社会づくり	4	各種審議会などにおける女性委員の割合	32.5% (R4年度)	36.5%
		5	「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	24.1% (R3年度)	30.0%
3	男女がともに働きやすい環境づくり	6	「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	27.6% (R3年度)	35.0%
		7	家族経営協定の締結農家数	28戸 (R4年度)	34戸
		8	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度(内容まで知っている)	19.1% (R3年度)	30.0%
		9	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録数	103社 (R4年度)	160社
		10	つばめ子育て応援企業の登録数	53社 (R4年度)	110社
		11	男性の育児休業取得促進奨励金の交付人数(累計)	28人 (R4年度)	140人
		12	共働き夫婦の家事・育児・介護などの平均時間の格差	176分 [男性80分] [女性256分] (R3年度)	140分以内
4	男女がともに安全・安心に暮らせるまちづくり	13	DV被害経験がある人のうち、DV被害を相談した人の割合	31.0% (R3年度)	40.0%
		14	生活困窮支援事業相談件数(新型コロナ関連を除く)	62件 (R4年度)	80件
		15	乳がん検診の精検受診率	96.1% (R3年度)	100%
		16	子宮がん検診の精検受診率	96.4% (R3年度)	100%

第3章 計画の推進

計画の総合的な推進

第4次燕市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、市はもとより、市民一人ひとりの主体的な取組と、事業者、各種団体、関係機関との連携協力が必要です。そのためには、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが重要です。

市役所においても全庁的に取り組んでいくため、担当部課長で構成する「男女共同参画推進会議」を開催し、庁内の推進体制の充実を図ります。職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、事業を企画・実施し、そして市が率先して施策を推進します。

1 推進・進行管理体制の充実

男女共同参画社会の実現に向け、計画を総合的かつ効果的に推進していくための体制を充実します。

(1) 燕市男女共同参画推進審議会

市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議を行うほか、計画の実施状況について報告を受け、必要に応じて市長に意見を述べます。

(2) 庁内体制

副市長を会長とし、関係各部課長で構成する、「燕市男女共同参画推進会議」を開催し、男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に推進します。また、推進会議に庁内推進員を置き、実効性を確保します。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立った事業を推進するため、男女共同参画について理解を深めるための情報提供や研修を行います。

2 市民、事業者、各種団体などとの連携、協働

市民や事業者、各種団体などとの連携を進め、協働により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

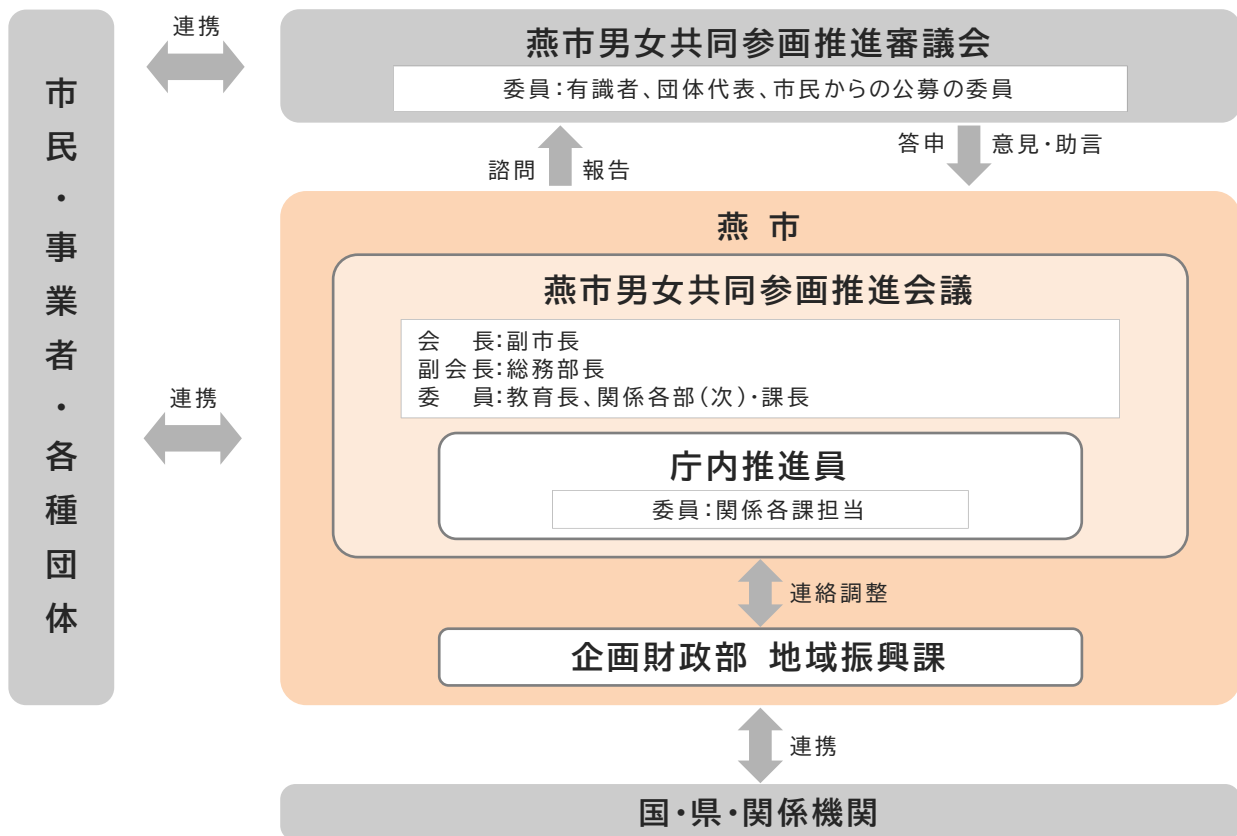
3 国・県および関係機関との連携

国・県および関係機関との連携を進め、協力しながら男女共同参画の推進を図ります。

4 計画の推進状況の調査と公表

計画の確実な推進のため、毎年度、計画の推進状況を確認・評価するとともに、男女共同参画推進審議会において審議、評価し、計画の進捗状況を公表します。

男女共同参画の推進体制



参考資料

第4次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過	40
燕市男女共同参画推進審議会委員名簿	40
関係法令など	41
燕市男女共同参画推進条例	41
燕市男女共同参画推進会議設置要綱	42
男女共同参画社会基本法	43
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	45
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	55
男女共同参画に関する国内外の動き(年表)	58
SDGs(持続可能な開発目標)の17のゴール一覧	63

第4次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過

期 日	会議名など	内 容
令和3年度	9月下旬 (書面開催)	第2回燕市男女共同参画推進会議
	10月12日	第2回燕市男女共同参画推進審議会
	10月28日 ～11月15日	市民意識調査の実施
	11月15日 ～11月29日	事業所調査の実施
	3月中旬 (書面開催)	第3回燕市男女共同参画推進会議
	3月下旬 (書面開催)	第3回燕市男女共同参画推進審議会
令和4年度	6月27日	第1回燕市男女共同参画推進会議
	7月6日	第1回燕市男女共同参画推進審議会
	10月21日	第2回燕市男女共同参画推進審議会
	2月16日	第3回燕市男女共同参画推進審議会
令和5年度	6月23日	第1回燕市男女共同参画推進会議
	7月13日	第1回燕市男女共同参画推進審議会
	9月25日	第2回燕市男女共同参画推進会議
	10月12日	第2回燕市男女共同参画推進審議会
	12月6日 ～12月26日	パブリックコメントの実施
	2月6日	第3回燕市男女共同参画推進審議会

燕市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所属など	備 考
井 上 智 玄	ハッピー・パートナー企業	
坂井 真由美	ハッピー・パートナー企業	
信田 謙一郎	公募	
田 中 勝 美	人権擁護委員	副会長
鳥 部 周 司	ハッピー・パートナー企業	
秦 久 美 子	教育委員	
藤 井 裕 子	ハッピー・パートナー企業	
本 間 伶 子	つばめ生活学校	
柳 泰 代	公募	
渡 邊 洋 子	新潟大学 教授	会長

令和5年4月1日現在
(五十音順、敬称略)

燕市男女共同参画推進条例

平成26年12月25日条例第26号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 基本的施策(第9条-第24条)
- 第3章 男女共同参画推進審議会(第25条)
- 第4章 雑則(第26条)
- 附則

すべての男女が性別にかかわらず、個々の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる状況において、生涯にわたり、その個性と能力を十分に発揮し、心豊かに生活できる社会の実現は、誰もが望むことである。

燕市では、これまで、市民の意識を把握しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきた。

しかしながら、社会制度、社会慣習等における固定的性別役割分担がいまだ根深く存在しており、さまざまな分野で男女が共に責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するには一層の努力が必要である。

また、少子化の進行による人口減少、家族形態の多様化その他社会情勢の著しい変化に柔軟に対応し、住みよい環境づくりを進めるためには、すべての市民は、人生における仕事と生活を調和する必要がある、家庭をはじめ職場、学校、地域等での男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組が求められている。

これらを踏まえ、長い歴史を持ち、世界に誇る金属加工技術で発展を遂げてきた燕市は、市民及び事業者と協働で男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する全ての個人をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方を不快にさせること又は性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体又は精神に対する暴力的行為をいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女は、平等な存在であり、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱を受けず、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関して、自らの意思が尊

重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な理解及び協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念ののっとり、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会の確保や、男女共に子育て、介護その他の家庭生活及び職業生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(表現上の留意事項)

第8条 何人も、広く市民及び事業者に情報を提供する場合において、性別を理由とする権利侵害を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ、第25条第1項の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を見直し、又は変更する場合について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を継続的に行うものとする。

(広報、啓発活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者の理解を図るため、広報、啓発活動、情報提供その他の適切な措置を講じなければならない。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(附属機関等における委員の構成等)

第15条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)は、女性の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努め、性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るよう努めるものとする。

(人材の育成)

第16条 市民及び事業者は、社会のあらゆる分野での活動に女

性の参画が促進されるよう人材の育成及び発掘に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者における人材の育成の取組を支援するため、情報及び積極的な学習機会の提供に努めなければならない。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

- 第17条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

（教育の分野における男女共同参画の推進）

- 第18条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる生涯学習の領域において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（防災の分野における男女共同参画の推進）

- 第19条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画の視点に立って、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（商工業及び農林業の分野における男女共同参画の推進）

- 第20条 市は、商工業及び家族経営的な農林業の分野において、男女の経営における役割が適正に評価されとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会を確保するため、環境の整備に努めるものとする。

（市民及び事業者への支援）

- 第21条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民及び事業者との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を行うものとする。

（家庭生活への支援）

- 第22条 市は、家族を構成する男女が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動に家族の一員としての役割を果たすとともに、家庭生活と社会生活を両立できるよう必要な支援及び情報提供を行うものとする。

（相談窓口の設置）

- 第23条 市長は、性別による人権侵害について、市民及び事業者からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係行政機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。

（施策に関する意見の申出）

- 第24条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、次条の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 男女共同参画推進審議会

（設置等）

- 第25条 男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、燕市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議する。

- （1）男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- （2）基本計画に関し、第9条第2項に規定する事項を処理すること。
- （3）施策に関する意見の申出に関し、前条第2項に規定する事項を処理すること。

- 3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

- 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（基本計画の特例）

- 2 この条例の施行日前に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められた計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

（燕市附属機関設置条例の一部改正）

- 3 燕市附属機関設置条例（平成20年燕市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

燕市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年4月14日訓令第34号

（設置）

- 第1条 男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、燕市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- （1）燕市における男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。

- （2）男女共同参画に係る施策の調査、研究及び立案に関すること。

- （3）男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。

- （4）その他男女共同参画の推進に関すること。

（組織）

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長、副会長は総務部長をもって充てる。

- 3 委員は、教育長、部長（燕市行政組織規則（平成18年燕市規則第5号）第9条第1項に規定する部長をいう。）、教育次長及び会長が指名した者をもって構成し、会長が任命する。

（会長及び副会長の職務）

- 第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（男女共同参画庁内推進員の設置）

- 第6条 推進会議に、推進会議の所掌事務の具体的な事項について調査及び検討をさせるため、男女共同参画庁内推進員（以下「庁内推進員」という。）を置くことができる。

- 2 庁内推進員は、会長が指名する者又は各課等の長が推薦する者で構成する。

- 3 庁内推進員は、第1項の調査及び検討が終了したときは、その経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

- 4 庁内推進員に関する必要な事項は、会長が定める。

（報告）

- 第7条 推進会議は、必要の都度、第2条の所掌事務の検討状況を市長に報告するものとする。

（庶務）

- 第8条 推進会議の庶務は、企画財政部地域振興課において処理する。

（その他）

- 第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日訓令第37号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月31日訓令第12号）

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)
- 第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のにつ

り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命

されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)
最終改正 令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条-第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条-第29条)
- 第5章 雑則(第30条-第33条)
- 第6章 罰則(第34条-第39条)
- 附則

第1章 総則 (目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等 (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(特例認定一般事業主の特例等)
- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
(特例認定一般事業主の表示等)
- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)
- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
 - 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
 (委託募集の特例等)
- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関

- する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
 - 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)
 - 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結

果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を含み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を含み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を含み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を含み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を含み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (財政上の措置等)
- 第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (国等からの受注機会の増大)
- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。))の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
- (啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。))が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- (秘密保持義務)
- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (協議会の定める事項)
- 第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(この法律の失効)
- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(政令への委任)
- 第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
- 第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- 二 及び三 略
- 四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日
(罰則に関する経過措置)
- 第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
- 第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)
- 第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
- 第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(検討)
- 第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。))、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。))並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。))並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。))並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日
(政令への委任)
- 第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第509条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)
最終改正 令和5年6月14日法律第53号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条-第5条の4)

第3章 被害者の保護(第6条-第9条の2)

第4章 保護命令(第10条-第22条)

第5章 雑則(第23条-第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条-第31条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。))を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。))は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。))を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。))を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。))は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。))を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。))の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。))により構成される協議会(以下「協議会」という。))を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（秘密保持義務）
- 第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（協議会の定める事項）
- 第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

- （配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。（警察官による被害の防止）
- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（警察本部長等の援助）
- 第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。（福祉事務所による自立支援）
- 第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
- 第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。（苦情の適切かつ迅速な処理）
- 第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。
- 第4章 保護命令
- （接近禁止命令等）
- 第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してす

- る脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 一面を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信文、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)(その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)(の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
 - 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
 - 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)(その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。(退去等命令)
- 第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。))が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。))から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。(管轄裁判所)
- 第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。))の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
 - 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)
- 第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令(以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。))の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前2項の書面(以下「申立書」という。))に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)
- 第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。))の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。(保護命令事件の審理の方法)
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。(期日の呼出し)
- 第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。(公示送達の方法)
- 第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)
- 第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て」という。))のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。))をもつ

- てするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。))については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- (保護命令の申立てについての決定等)
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項ま

- での規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に申し立て、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。
- (退去等命令の再度の申立て)
- 第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。
- (事件の記録の閲覧等)
- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
- 第20条 削除
- (民事訴訟法の準用)
- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。
- (最高裁判所規則)
- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

- (職務関係者による配慮等)
- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- (教育及び啓発)
- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- (調査研究の推進等)
- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
- (民間の団体に対する援助)
- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (都道府県及び市町村の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）
- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2

において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。（経過措置）
- 第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。（検討）
- 第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（経過措置）
- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。（検討）
- 第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（経過措置）
- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 - 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）
- 第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討等）
- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に

規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第509条の規定 公布の日

附 則（令和5年5月19日法律第30号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条の規定 公布の日
二 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。
（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

二 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定（民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。）、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

目次

- 第1章 総則（第1条-第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条-第15条）
- 第4章 雑則（第16条-第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

第1章 総則 （目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

- 第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
- 第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等 （女性相談支援センター）

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

- (女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- (女性相談支援員)
- 第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第22条第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
- (女性自立支援施設)
- 第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
- (民間の団体との協働による支援)
- 第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
- (民生委員等の協力)
- 第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。
- (支援調整会議)
- 第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

- 三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

- (教育及び啓発)
- 第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかかけがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
- (調査研究の推進)
- 第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。
- (人材の確保等)
- 第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
- (民間の団体に対する援助)
- 第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (都道府県及び市町村の支弁)
- 第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
- (都道府県等の補助)
- 第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。
- (国の負担及び補助)
- 第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
- 二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第509条の規定 公布の日

男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
昭和50年 (1975)	・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置		
昭和51年 (1976)	・国連婦人の十年(1976年～1985年)			
昭和52年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」が婦人問題を担当	
昭和54年 (1979)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部「国連婦人の十年中間年全国会議」開催		
昭和56年 (1981)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」決定		
昭和60年 (1985)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60年度～昭和70年度)	
昭和61年 (1986)		・国民年金法の一部改正施行(婦人年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」施行		
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成2年 (1990)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人青少年課」に「婦人係」設置	
平成3年 (1991)		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「女性問題協議会」設置	
平成4年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・「にいがたオアシス女性プラン」策定	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
平成5年 (1993)	・世界人権会議「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(ウィーン)	・「パートタイム労働法」公布、施行	・財団法人新潟県女性財団設立	
平成6年 (1994)	・「国連国際人口・開発会議」開催(カイロ)	・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		
平成7年 (1995)	・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		
平成8年 (1996)		・「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・「女性児童課」を改組し環境生活部に「女性政策課」設置 ・新潟ユニゾンプラザ開館	
平成9年 (1997)		・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		・旧燕市企画調整課に「女性政策係」設置
平成11年 (1999)	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 ・ESCAPハイレベル政府間会合(女性2000年会議地域準備会)開催(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定)		
平成12年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布、施行		・旧燕市「男女共同参画プラン」策定(平成12年度～平成17年度)
平成13年 (2001)		・内閣府「男女共同参画会議」「内閣府男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定	・旧分水町「ぶんすい女と男共同参画プラン」策定(平成13年度～平成22年度)

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
平成14年 (2002)			・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定、施行 ・「環境生活部女性政策課」を「県民生活・環境部男女平等社会推進課」に改称 ・「新潟県男女平等社会推進審議会」設置 ・「男女平等推進相談室」開設	
平成15年 (2003)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
平成16年 (2004)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正		
平成17年 (2005)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合開催(ニューヨーク)	・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
平成18年 (2006)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 ・ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度開始 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定	・旧燕市、旧吉田町、旧分水町が合併し、新「燕市」が誕生
平成19年 (2007)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施	・「燕市男女共同参画推進プラン」(平成19年度～平成23年度)策定
平成20年 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正		・「燕市総合計画」策定
平成21年 (2009)		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正	・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
平成22年 (2010)	・国連「北京+15」記念 会合開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画 基本計画」策定		・「ハッピー・パートナー企 業」登録
平成23年 (2011)	・「ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントのため の国連機関(UN W omen)」発足			・「燕市まちづくり基本条 例」制定、施行 ・「燕市附属機関等の設 置、運営、公募及び公 開に関する指針」実施
平成24年 (2012)	・第56回国連婦人の地 位委員会「自然災害に おけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメン ト」決議案採択	・「女性の活躍促進によ る経済活性化」行動計 画策定		・「第2次燕市男女共同 参画推進プラン」(平成 24年度～平成28年 度)策定
平成25年 (2013)		・若者・女性活躍推進フ ォーラムの開催、提言 ・「日本再興戦略」の中 核に「女性の活躍推 進」を位置付け ・「配偶者暴力防止法」 改正	・「第2次新潟県男女共 同参画計画(男女平等 推進プラン)」策定	
平成26年 (2014)	・第58回国連婦人の地 位委員会「自然災害に おけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメン ト」決議案採択	・「パートタイム労働法」 改正 ・「日本再興戦略」改訂2 014に『女性が輝く社 会』の実現が掲げられる ・女性が輝く社会に向け た国際シンポジウム(W AW!Tokyo2014)開 催		・「燕市男女共同参画推 進条例」制定
平成27年 (2015)	・国連「北京+20」記念 会合ニューヨーク ・持続可能な開発のため の2030アジェンダ(SD Gs)採択 ・第3回国連防災世界会 議(仙台)「仙台防災枠 組2015-2030」採択	・「女性活躍推進法」公 布、施行 ・「第4次男女共同参画 基本計画」策定	・「新潟県配偶者暴力防 止・被害者支援基本計 画」改定	・「燕市男女共同参画推 進条例」施行
平成28年 (2016)		・「育児・介護休業法」改 正 ・「男女雇用機会均等 法」改正 ・「女性活躍推進法」完 全施行		・「第2次燕市総合計画」 策定 ・「燕市における女性職 員の活躍の推進に関す る特定事業主行動計 画(前期計画)」策定
平成29年 (2017)	・男女平等に関するパリ 宣言(G7パリサミット)		・「第3次新潟県男女共 同参画計画(男女平等 推進プラン)」策定	・「第3次燕市男女共同 参画推進プラン」(平成 29年度～平成34年 度)策定
平成30年 (2018)		・「政治分野における男 女共同参画の推進に 関する法律」公布、施 行 ・「働き方改革関連法」 公布		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
令和元年 (2019)		・「働き方改革関連法」施行 ・「女性活躍推進法」改正		
令和2年 (2020)		・「第5次男女共同参画基本計画」策定 ・「パートタイム・有期雇用労働法」施行		
令和3年 (2021)		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	・「燕市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(後期計画)」策定
令和4年 (2022)		・「女性活躍推進法」改正 ・「困難女性支援法」公布	・「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 ・「県民生活・環境部男女平等社会推進課」から「知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室」へ業務移管	・「第3次燕市男女共同参画推進プラン」の計画期間を1年延長
令和5年 (2023)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行		・「第3次燕市総合計画」策定
令和6年 (2024)		・「困難女性支援法」施行	・「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」策定	・「第4次燕市男女共同参画推進プラン」(令和6年度～令和13年度)策定

SDGs(持続可能な開発目標)の17のゴール一覧



目標1(貧困)

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標10(不平等)

各国内及び各国間の不平等を是正する。



目標2(飢餓)

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標11(持続可能な都市)

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標3(保健)

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標12(持続可能な生産と消費)

持続可能な生産消費形態を確保する。



目標4(教育)

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標13(気候変動)

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標5(ジェンダー)

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。



目標14(海洋資源)

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標6(水・衛生)

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標15(陸上資源)

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



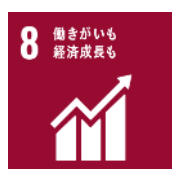
目標7(エネルギー)

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



目標16(平和)

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標8(経済成長と雇用)

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



目標17(実施手段)

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



目標9(インフラ、産業化、イノベーション)

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

出典：国連広報センター「17の目標のアイコン」、外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

燕市男女共同参画基本計画

第4次燕市男女共同参画推進プラン

令和6(2024)年3月

【編集・発行】

燕市 企画財政部 地域振興課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL 0256-77-8361(直通)

FAX 0256-77-8305

URL <https://www.city.tsubame.niigata.jp/>